

5 都市交通の将来像の設定

5-1 御所市が目指す都市交通の将来像

本市では、御所市第6次総合計画や、御所市都市計画マスタープランで掲げた将来都市像の実現を目指し、各種計画を策定しています。

本計画では、上位計画における将来都市像の実現に向けた、道路・交通分野の戦略目標を設定し、その実現に向けた施策実施方針や実施プログラムを示していきます。そのため、都市交通の将来像は、御所市第6次総合計画や御所市都市計画マスタープランの将来都市像を踏襲するものとします。

御所市の将来都市像

行きたい、住みたい、語りたい。
～自然と歴史を誇れるまち ごせ～

御所市第6次総合計画

(2021(令和3)年度～2029(令和11)年度)

分野別方針

1. 若い世代が住みやすく、豊かな心を育むまち
2. 誰もが元気で豊かに暮らせるまち
3. 人が輝き、魅力のあるまち
4. 地域経済が活性化し、活力のあるまち
5. 安全・安心な暮らしを支える生活基盤が整備されたまち
6. 自然と歴史・文化を活かすまち
7. 市民とともに推進する持続可能なまち

御所市都市計画マスタープラン

(2022(令和4)年度～2031(令和13)年度)

土地利用の基本的な方針

1. 一定の人口密度を維持できる区域への居住促進
2. 公共交通利便性の高いエリアへの利便施設の立地促進
3. 住環境の維持
4. 市街化調整区域の活力維持
5. 都市活力の創出
6. 農地・自然資源の保全

御所市総合交通戦略

(2023(令和5)年度～2032(令和14)年度)

御所市が目指す都市交通の将来像

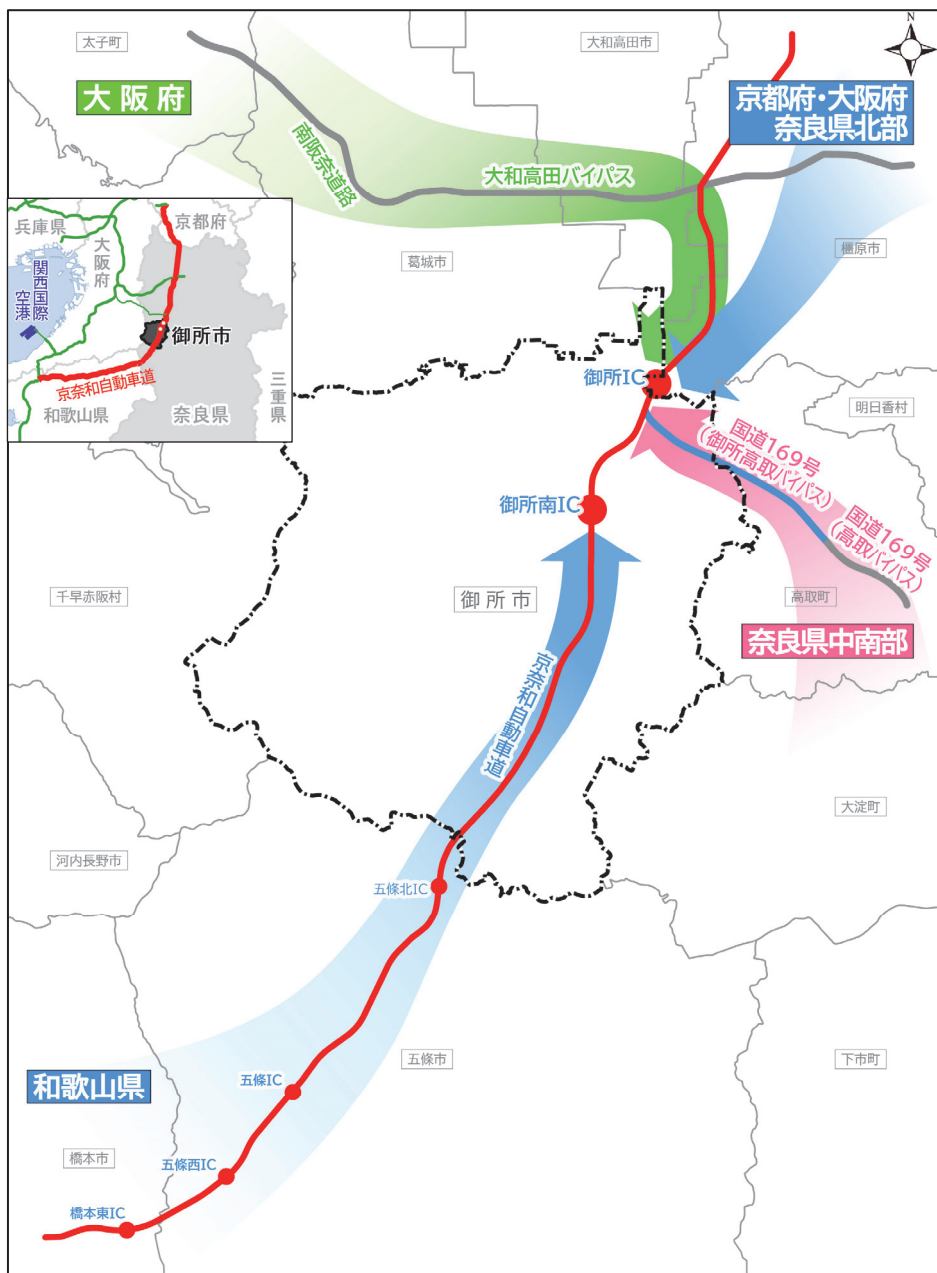
行きたい、住みたい、語りたい。
～自然と歴史を誇れるまち ごせ～

5-2 将来道路ネットワークイメージ

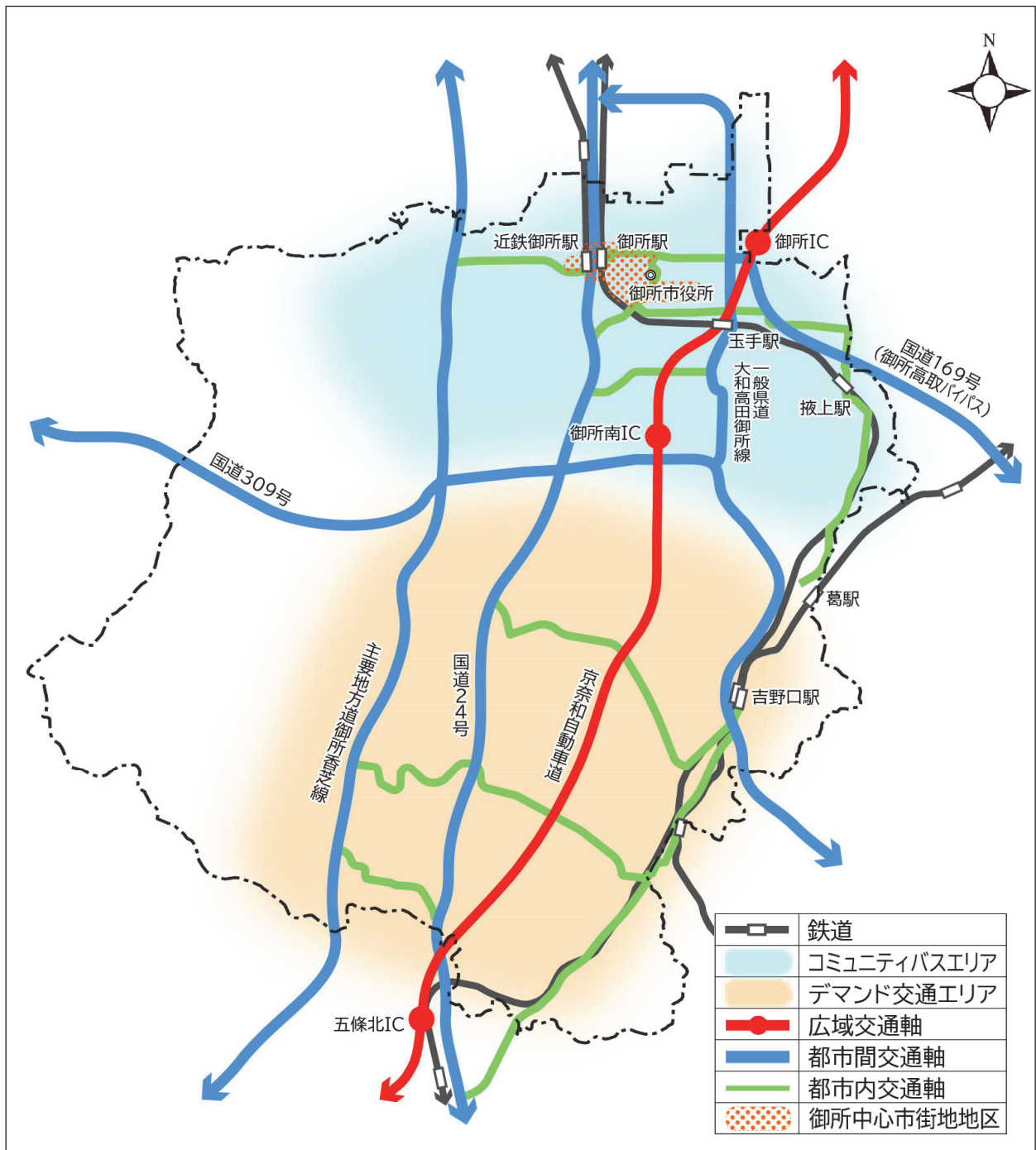
京奈和自動車道は、奈良県の南北軸となる重要な幹線道路であり、国とNEXCO西日本により整備が進められています。京奈和自動車道の整備により、移動時間の大幅な短縮や定時性の確保による企業立地の促進、観光振興などの地域経済の活性化、緊急医療施設へのアクセス向上による救急医療体制の強化等、様々な効果が期待されます。

この京奈和自動車道は本市の南北を縦走しており、本市の中心市街地周辺には、2つのインターチェンジ（御所IC・御所南IC）があります。また、県の中南部とつながる国道169号（御所高取バイパス・高取バイパス）の整備が奈良県により進められています。

これら高規格の広域幹線道路ネットワークが完成することにより、県内各地や大阪、京都、和歌山など近隣府県とのアクセス性が大幅に向上し、これまで以上に多くの都市との交流が期待できるようになります。



図：広域道路イメージ



図：市内道路ネットワーク

6 戦略目標と施策実施方針

6-1 都市交通の将来像実現のための戦略目標

本市が目指す都市交通の将来像を実現するために、概ね10年間で実現すべき戦略目標を設定します。戦略目標として本市の交通課題に対応した、以下の5つの戦略目標を設定し、各戦略目標において実施する施策の方針を定めます。

御所市が目指す都市交通の将来像

行きたい、住みたい、語りたい。
～自然と歴史を誇れるまち ごせ～

表：都市交通の課題と戦略目標・施策実施方針

都市交通の課題	戦略目標
1. まちづくりに向けた交通課題 <ul style="list-style-type: none"> ● 中心市街地の活性化へ繋がる交通拠点の構築が必要 ● 中心市街地の交通結節点としての機能向上が必要 ● 市民・来訪者にとって、魅力ある歩いて楽しめる環境の構築が必要 	I. にぎわいを生み出す都市空間の創出 【施策実施方針】 <ul style="list-style-type: none"> (1) 近鉄・JR御所駅の交通拠点としての機能強化 (2) 中心市街地周辺の道路ネットワーク強化 (3) 観光来訪者向けの交通環境整備
2. 移動手段の確保に向けた交通課題 <ul style="list-style-type: none"> ● 移動手段の転換、車がなくても生活できる交通環境の構築が必要 ● 利用者の需要やニーズに応じた効果的で効率的な公共交通の運行、公共交通網の構築が必要 ● 市民が公共交通を利用する機会の提供や意識の変化が必要 ● 中心市街地と郊外部のアクセス環境の向上が必要 	II. 誰もが快適に利用できる移動手段の確保 【施策実施方針】 <ul style="list-style-type: none"> (1) 公共交通ネットワークの強化 (2) 公共交通の利便性向上 (3) 公共交通の利用促進
3. 企業立地の促進に向けた交通課題 <ul style="list-style-type: none"> ● 若者が市内で働く場、通勤・移動環境の構築が必要 ● 都市間交流を支える交通ネットワークの早期構築が必要 ● IC周辺の土地活用のポテンシャルをより高める施策の展開が必要 ● IC周辺の交通ネットワークの機能強化が必要 	III. 市内外を効果的に結ぶ道路ネットワークの構築 【施策実施方針】 <ul style="list-style-type: none"> (1) 広域道路ネットワークの強化 (2) 市内幹線道路ネットワークの強化
	IV. 「働く場」を創出する交通環境の構築 【施策実施方針】 <ul style="list-style-type: none"> (1) 企業立地を促進する道路環境の整備 (2) 通勤・移動環境の向上
4. 「安全・安心」の確保に向けた交通課題 <ul style="list-style-type: none"> ● 防災・減災性を向上させ、安心して暮らすことのできる道路空間の構築が必要 ● 日常生活で高齢者や子ども等の交通弱者が安全に移動できる環境の構築が必要 	V. 「安全・安心」な移動ができる道路空間の確保 【施策実施方針】 <ul style="list-style-type: none"> (1) 移動しやすい歩行者・自転車利用環境の整備 (2) 道路の防災・減災機能の強化・充実 (3) 多様な交通手段における交通安全対策の実施

6-2 戦略目標に基づく施策実施方針

【戦略目標Ⅰ】

にぎわいを生み出す都市空間の創出

【施策実施方針】

(1) 近鉄・JR御所駅の交通拠点としての機能強化

本市の玄関口である近鉄・JR御所駅は、中心市街地の中でも重要な拠点であり、公共交通ネットワークの中心となる交通拠点となります。近鉄・JR御所駅が一体となった駅前空間の整備をはじめ、御所中心市街地地区のまちづくりを進めることで、近鉄・JR御所駅の交通拠点としての機能強化を図り、地域ににぎわいを生み出す空間の創出を目指します。

(2) 中心市街地周辺の道路ネットワーク強化

まちづくり計画と整合した計画的な道路整備を実施することで、市民や来訪者が集い、交流するための空間づくりを目指します。

また、駅周辺のアクセスについて、多様な交通手段に対応し、駅構内や周辺のバリアフリー化を図るとともに、すべての人が円滑に移動できる交通環境の形成に努めます。

(3) 観光来訪者向けの交通環境整備

駅から市内観光地へのアクセス利便性向上、観光地内での歩行者空間の整備等を行い、観光来訪者が快適に過ごせる交通環境の整備を目指します。

【戦略目標Ⅱ】

誰もが快適に利用できる移動手段の確保

【施策実施方針】

(1) 公共交通ネットワークの強化

誰もが利用しやすい公共交通とするため、鉄道・バス・タクシーなどの既存の公共交通を連携させ、利用者の需要やニーズに応じた施策を展開することで、公共交通ネットワークの強化を図ります。

(2) 公共交通の利便性向上

一人での外出が困難な高齢者や移動手段を持たない人の外出・移動機会を創出するため、市内公共交通の再編によるコミュニティバスの再編やデマンドタクシーの導入をすすめ、地域内移動の利便性向上、公共交通空白地域の解消・地域住民の移動手段の確保を目指します。

(3) 公共交通の利用促進

公共交通の維持・活性化のため、公共交通の利用環境の改善を目指します。また、公共交通が市民の移動手段へと定着するために、市民ニーズを把握することで、公共交通の利用を促進するサービスを構築し、その充実を目指します。

【戦略目標Ⅲ】

市内外を効果的に結ぶ道路ネットワークの構築

【施策実施方針】

(1) 広域道路ネットワークの強化

京奈和自動車道をはじめとする広域道路網を整備することで、大阪府をはじめとする本市近隣市町村とのアクセス利便性を最大限に高め、周辺自治体との交流を支える道路ネットワークの強化を図ります。

(2) 市内幹線道路ネットワークの強化

未整備の都市計画道路をはじめとする幹線道路網について、定期的に見直し、その上で必要な路線については計画的な整備を実施することで、市内の円滑な交通を確保します。

【戦略目標Ⅳ】

「働く場」を創出する交通環境の構築

【施策実施方針】

(1) 企業立地を促進する道路環境の整備

京奈和自動車道周辺における企業立地を促進するため、土地活用のポテンシャルを活かした道路環境を整備します。

(2) 通勤・移動環境の向上

本市で快適に働くことができる環境を創出するため、鉄道駅をはじめとする交通拠点からの通勤・移動環境の向上を目指します。

【戦略目標Ⅴ】

「安全・安心」な移動ができる道路空間の確保

【施策実施方針】

(1) 移動しやすい歩行者・自転車利用環境の整備

誰もが安全・安心に暮らすことができる都市空間の実現に向けて、歩行者が安心して移動できる歩行者空間の整備を進めます。また、自転車通行空間の確保や駐輪場の整備等を進めることで、自転車の利用環境を向上させます。

(2) 道路の防災・減災機能の強化・充実

災害が発生した際の被害を最小限に抑えるために、緊急輸送道路の整備や狭隘な生活道路の改善を進め、都市防災機能の向上に努めます。また、橋梁の落下等による二次被害を防ぐため、インフラの安全点検の実施等による防災・減災対策を推進します。

(3) 多様な交通手段における交通安全対策の実施

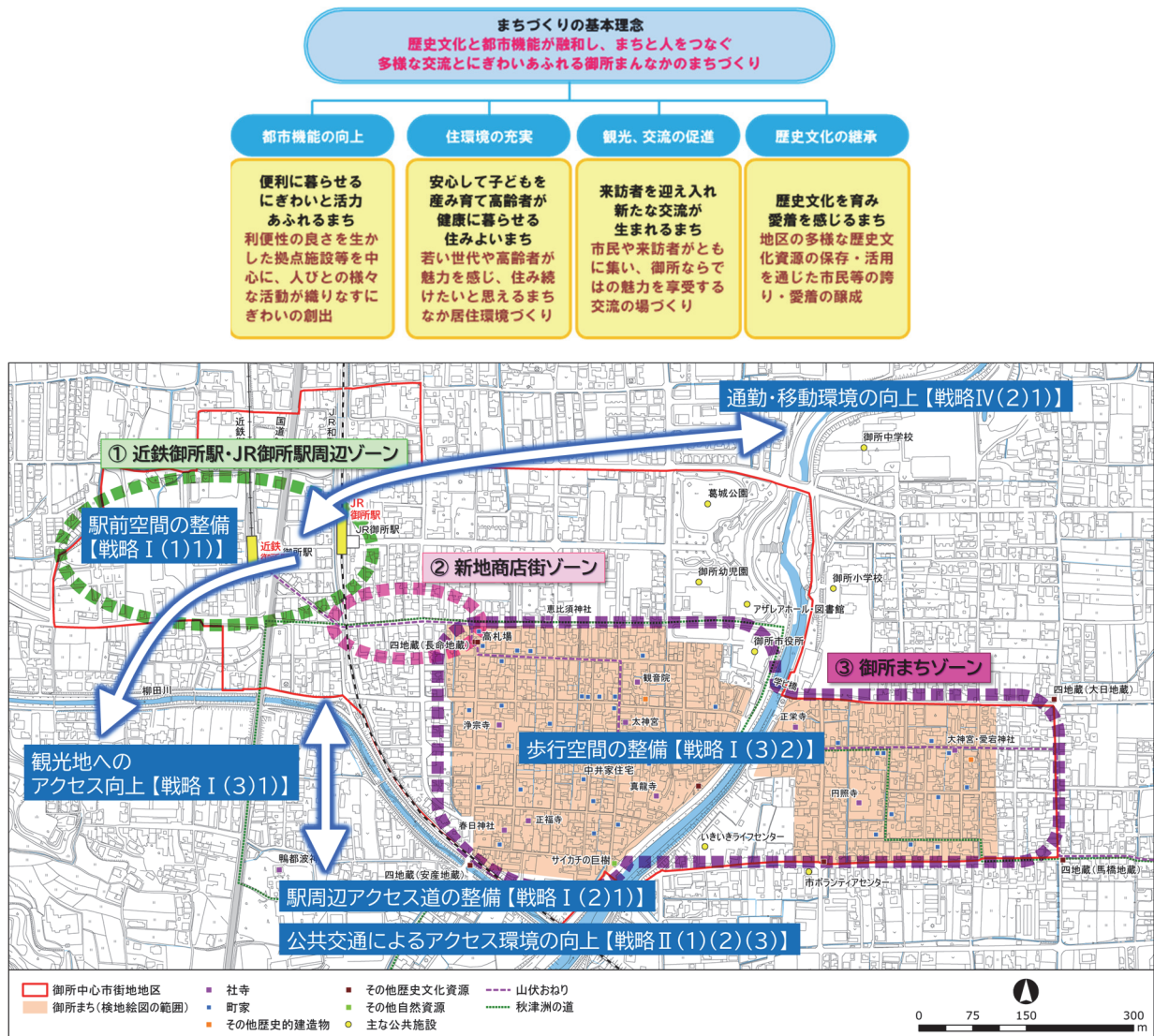
高齢者や子ども等を事故から守るために、道路単体の安全対策だけでなく、学校等との連携のもと、徒歩や自動車等の多様な移動手段における交通安全対策を推進し、人々の移動における安全性を高めます。

6-3 『にぎわい』を生み出すための交通戦略

本市では、市の玄関口でもある近鉄・JR御所駅周辺を再整備し、高齢者等も安心して暮らすことができ、若い世代にも魅力を感じられる『御所中心市街地地区まちづくり』を進めています。

2017年(平成29年)3月には、「御所中心市街地地区まちづくり基本構想」を策定し、同年4月には、奈良県と御所市、近鉄、JRの四者で「御所中心市街地地区のまちづくりに関する連携協定」を締結しました。

今後、中心市街地地区まちづくりの実現に必要な交通施策を展開していきます。



図：御所中心市街地地区まちづくりの将来像

本地区内の土地利用、都市機能や地域資源の分布、まちづくりの取り組み状況等を考慮し、3つのゾーンを設定し、まちづくりを進めています。

表：設定する3つのゾーンとゾーンテーマ

ゾーン	ゾーンテーマ
駅周辺ゾーン	御所の玄関口として、誰もが訪れやすい快適で魅力的な駅前環境とおもてなしの空間づくり
商店街ゾーン	御所駅と御所まちをつなぐ『にぎわい』と『交流』の場づくり
御所まちゾーン	御所まちの歴史文化を次世代に継承し、誰もが満足して住み続けられるまちへ

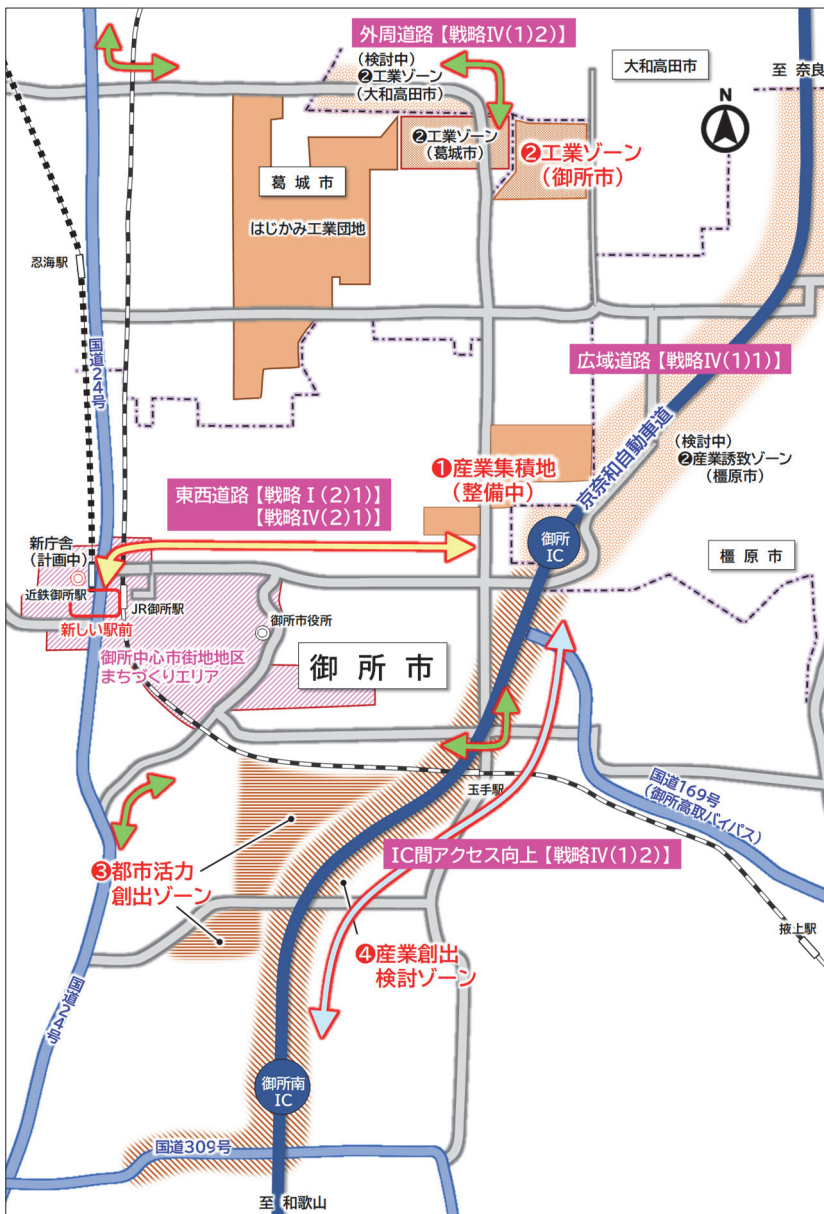
6-4 『働く場』を創出するための交通戦略

人口減少と少子高齢化が急速に進行している本市では、企業進出による雇用の場を創出し、市民所得の向上や移住・定住人口の増加を図っていく必要があります。

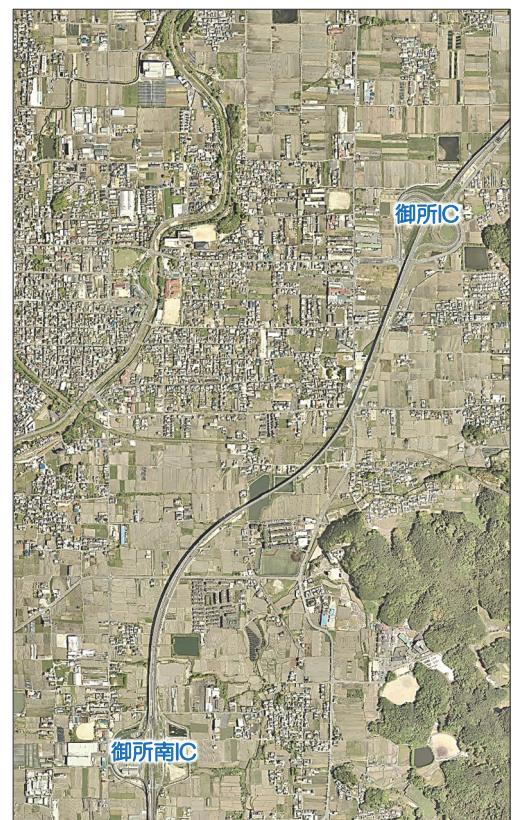
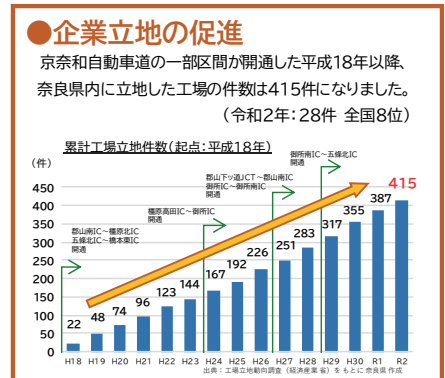
現在、本市の非常に恵まれた交通結節点としての特性を活かし、御所ICの北側では奈良県により産業集積地の整備(①)が進められています。

本市においても、周辺市と連携して御所ICの北側周辺で複数市にまたがる広域の工業系ゾーンの整備(②)を検討しています。また、御所IC～御所南IC周辺を「都市活力創出ゾーン(③)」や「産業創出検討ゾーン(④)」に位置づけ、産業や商業の集積地化を進めています。

交通結節点としての特性を最大限に活かし、企業進出を促進するための交通施策を展開していきます。



図：京奈和自動車道周辺のゾーニング(企業立地の促進)



※本ゾーニングはイメージであり、実際のエリアを正確に表現したものではありません。

※大和高田市と橿原市では、2023年(令和5年)1月現在、都市計画マスタープランの改定作業を行っており、本図で示しているゾーニングは、パブリックコメントで公表された素案をもとに御所市で記載したものです。

資料(グラフ):2021年度(令和3年度) 奈良県県土マネジメント部・地域デザイン推進局の事業概要

7 実施プログラム

戦略目標・施策実施方針に基づき実施する施策を体系化（パッケージ化）し、より効果的・効率的な事業展開を図ります。

戦略目標	施策実施方針	実施施策
【戦略目標Ⅰ】 にぎわいを生み出す 都市空間の創出	(1) 近鉄・JR御所駅の交通拠点としての機能強化	1) 近鉄・JR御所駅が一体となった駅前空間の整備
	(2) 中心市街地周辺の道路ネットワーク強化	1) 駅周辺アクセス道路の整備
	(3) 観光来訪者向けの交通環境整備	1) 駅から観光地へのアクセス性向上 2) 観光地内での歩行空間の整備
【戦略目標Ⅱ】 誰もが快適に利用できる 移動手段の確保	(1) 公共交通ネットワークの強化	1) 地域公共交通計画の策定 2) 路線バス、タクシーの充実 3) 市内公共交通の再編
	(2) 公共交通の利便性向上	1) 乗り継ぎ利便性の向上 2) コミュニティバスやデマンド交通などによる移動支援
	(3) 公共交通の利用促進	1) 利用環境の整備 2) 公共交通の利用促進
【戦略目標Ⅲ】 市内外を効果的に結ぶ 道路ネットワークの構築	(1) 広域道路ネットワークの強化	1) 広域道路ネットワークの整備
	(2) 市内幹線道路ネットワークの強化	1) 幹線道路網の整備 2) 道路の維持管理
【戦略目標Ⅳ】 「働く場」を創出する 交通環境の構築	(1) 企業立地を促進する道路環境の整備	1) 企業立地を促進する道路環境の整備 2) 京奈和自動車道インターチェンジ間アクセスの向上 3) 中心市街地外周道路ネットワークの整備
	(2) 通勤・移動環境の向上	1) 鉄道駅からの通勤・移動環境の向上
【戦略目標Ⅴ】 「安全・安心」な移動が できる道路空間の確保	(1) 移動しやすい歩行者・自転車利用環境の整備	1) 安心して歩ける歩行空間の整備 2) 自転車の利用促進
	(2) 道路の防災・減災機能の強化・充実	1) 緊急輸送道路や避難路の確保 2) 橋梁の長寿命化 3) 生活道路の安全確保
	(3) 多様な交通手段における交通安全対策の実施	1) 通学路での安全対策 2) 交通安全教育の実施

7-1 【戦略目標Ⅰ】にぎわいを生み出す都市空間の創出

(1) 近鉄・JR御所駅の交通拠点としての機能強化

1) 近鉄・JR御所駅が一体となった駅前空間の整備

【事業目的】

近鉄・JR御所駅の交通結節点としての機能を向上させ、人が集う駅前空間を創出し、魅力ある駅周辺のまちづくりを進めていくために必要な交通関連施策を展開していきます。

【事業内容】

■ 近鉄御所駅の移設 ①

公共交通（バス、タクシー、コミュニティバス等）の発着が可能な駅前広場を整備するため、近鉄御所駅を北側へ移設します。

■ 近鉄・JR御所駅が一体となった駅前広場の整備 ②

近鉄御所駅の移設により生まれる空間を利用し、近鉄とJRの御所駅を1つの駅として利用できるような駅前広場の整備を行い、交通結節点としての機能を高めます。

駅前広場には、バスやタクシー、自家用車などの乗降場のほか、近鉄とJRを結ぶ安全な歩行者専用のバリアフリー動線や人が集うことのできる環境空間などの整備を行います。

また、近鉄御所駅の西隣にある市有地に、商業施設など一体となった複合庁舎を整備し、駅の改札を出て雨に濡れずに市役所や商業施設、銀行などにアクセスできるようにすることで、駅前の生活機能を維持するとともに、御所駅の魅力、利便性を高めます。

生活機能（買い物、医療、行政機関、銀行等）が維持された駅前へ市内各地からコミュニティバスやデマンドタクシー等の公共交通で容易にアクセスできるようになり、車の運転が困難な交通弱者の方も市内で安心して生活できるようになります。

（戦略目標Ⅱとあわせて実現）

■ 自由通路の整備 ③

JR御所駅は、JR和歌山線により東西分断しており、歩行者は自由に駅の東西を往来することができません。

東西分断を解消し、近鉄からJRにかけての一体のまちづくりを進めるため、JR御所駅の東側と西側を自由に行き来できるバリアフリー化された歩行者専用の自由通路を整備します。

■ ペDESTリアンデッキの整備 ④

近鉄御所駅に隣接して整備する複合庁舎からJR御所駅（西側）にかけて、国道24号を安全に横断できるバリアフリー化されたペDESTリアンデッキ（空中歩廊）を整備します。

このペDESTリアンデッキと自由通路を繋げることで、複合庁舎・近鉄御所駅からJR御所駅（東側・改札口）までを結ぶバリアフリーの歩行者専用通路となり、両駅の一体性が高まります。

JR東側（改札口）からも、車や電車とすれ違うことなく、安全・安心に近鉄御所駅や複合庁舎へアクセスできるようになり、鉄道利用者の利便性が高まるとともに、高齢者や障がいのある方も駅周辺で安全・安心に生活ができるようになります。

■ 駅前駐車場の整備 ⑤

環境負荷軽減と交通渋滞緩和を図るため、交通結節点となる駅前を拠点としたP&R（パークアンドライド）の検討を進めるとともに、自家用車での送迎の円滑化、商業施設と一体となった複合庁舎へのアクセス性向上のため、駅前駐車場の整備を行います。

7-1 【戦略目標1】にぎわいを生み出す都市空間の創出

(2) 中心市街地周辺の道路ネットワーク強化

1) 駅周辺アクセス道路の整備

【事業目的】

近鉄・JR御所駅の交通結節点としての機能を高めるため、両駅へアクセスする道路を整備し、誰もが快適に利用できる環境を整えます。また、観光客やバリアフリーにも配慮した道路整備を行います。

【事業内容】

■ 周辺市道の整備 ⑥

近鉄御所駅の西側に計画している複合庁舎や駅前広場へのアクセス性を高めるため、市道70号の改良を行います。その他の市道についても、駅前広場などへのアクセス性を高めるための検討・整備を行います。

■ 東西アクセス道路の整備 ⑦

駅周辺には国道24号と御所IC周辺を結ぶ東西道路がないため、車は狭い商店街や御所まち周辺の生活道路を通り抜けています。

御所IC～国道24号間を繋ぐ東西アクセス道路を整備することで、新しい駅前から御所IC周辺へのアクセス性を高めるとともに、生活道路への車の通り抜けを抑制します。



商店街を通る車

■ 案内サイン整備、まち歩きマップの作成

駅周辺には、江戸時代の街並みが良好に残され、重要伝統的建造物群保存地区への選定を目指している御所まちエリアや桜の名所となっているふるさとの川公園（葛城川）、柳田川の水辺の遊歩道などがあります。

御所まちエリアでは、民間事業者により、まちの銭湯を復活させ、御所まち全体をホテルのようにみたと、『まち』を周遊しながら、食事をして銭湯で交流し、宿泊する『GOSE SENTO HOTEL プロジェクト』も始動しています。

『駅』を拠点に観光客が『商店街』や『御所まち』へとゆっくり歩いて周遊、滞在できる環境づくりを進めるため、案内サイン整備、まち歩きマップの作成などを進めていきます。



御所まち 霜月祭



柳田川 水辺の遊歩道

■ 駅周辺のバリアフリー化

近鉄・JR御所駅周辺には、高齢者や障がい者の方も日常的に利用する多くの生活関連施設が集積しており、全ての人が安全・安心して移動ができるように、バリアフリー基本構想（2023年（令和5年）3月策定予定）に基づき、駅及び駅周辺のバリアフリー化を進めていきます。

■ 国道24号の歩道改良 ⑧

近鉄・JR御所駅から南側にかけての国道24号沿いには、駅からの徒歩圏内に市内で唯一の救急指定病院となっている済生会御所病院があるほか、中高一貫の県立青翔中学・高等学校、高田警察署御所庁舎、災害時の拠点となる（仮称）御所市防災市民センター（2024年（令和6年）1月供用開始予定）など、重要な施設が点在しています。

新しく生まれ変わる駅前から、これらの施設まで高齢者や障がいのある方も安全に歩いてアクセスできるようにするため、まちづくりにあわせて国道24号の歩道整備を進めていきます。



国道24号 駅周辺の歩道



図：近鉄・JR御所駅整備イメージ



図：中心市街地地区周辺まちづくりイメージ

【事業スケジュール】

事業内容	実施主体(◎) 推進協力主体(○)	短期 (R5～R9年度)					中・長期
		R5	R6	R7	R8	R9	R10～
(1) 近鉄・JR御所駅の交通拠点としての機能強化							
近鉄御所駅の移設	◎: 御所市 ○: 鉄道事業者	計画・調査・設計・工事					
近鉄・JR御所駅が一体となった駅前広場の整備	◎: 御所市 ○: 警察 公共交通事業者	計画・調査・設計・工事					
自由通路の整備	◎: 御所市 ○: 鉄道事業者	調査・設計・工事					
ペDESTリアンデッキの整備	◎: 御所市	計画・調査・設計・工事					
駅前駐車場の整備	◎: 御所市	計画・調査・設計・工事					
(2) 中心市街地周辺の道路ネットワーク強化							
周辺市道の整備	◎: 御所市	計画・調査・設計・工事					
東西アクセス道路の整備	協議中	協議中					
案内サイン整備、 まち歩きマップの作成	◎: 御所市 ○: 御所市観光協会	設計・整備					
駅周辺のバリアフリー化	◎: 御所市、国、県 警察 公共交通事業者	計画・調査・設計・整備					
国道24号の歩道改良	◎: 御所市、国	計画・調査・設計・整備					

◎: 中心となって実施・推進する組織
○: 中心となる組織と協力して取り組む組織

7-1 【戦略目標1】にぎわいを生み出す都市空間の創出

(3) 観光来訪者向けの交通環境整備

1) 駅から観光地へのアクセス性向上

【事業目的】

本市には、葛城山や葛城一言主神社をはじめとする様々な観光資源が点在しており、これらの観光資源を活かすため、近鉄・JR御所駅等の鉄道駅と観光地を結び付けるなど、公共交通による観光客の移動支援を行います。

【事業内容】

■ 大型バスが発着できる駅前ロータリーの整備

御所駅前に観光需要に対応したバスが発着できる駅前ロータリーを整備し、公共交通の利便性を高めるとともに、観光客に対する移動支援を行い、回遊性の向上を図ります。

■ 観光案内所の整備、観光案内板の設置、多言語化対応

観光地としての魅力発信や本市を訪れる観光客等のニーズに応じていくため、本市の玄関口である近鉄・JR御所駅前に観光案内所の整備を行うとともに、観光案内板の整備や多言語化への対応などを進めていきます。

■ 臨時バス運行事業補助金

秋の観光シーズンに合わせた臨時観光バスの運行を支援します。



葛城高原自然つつじ園



葛城山ロープウェイ

資料：御所市提供資料

【事業スケジュール】

事業内容	実施主体(◎) 推進協力主体(○)	短期 (R5～R9年度)					中・長期 R10～
		R5	R6	R7	R8	R9	
大型バスが発着できる駅前ロータリーの整備	◎：御所市 ○：バス事業者	計画・調査・設計・工事					
観光案内所の整備、観光案内板の設置、多言語化対応	◎：御所市 ○：観光協会	計画・設計・工事					
臨時バス運行事業補助金	◎：御所市 ○：バス事業者	運行					

◎：中心となって実施・推進する組織
○：中心となる組織と協力して取り組む組織

7-1 【戦略目標1】にぎわいを生み出す都市空間の創出

(3) 観光来訪者向けの交通環境整備

2) 観光地内での歩行空間の整備

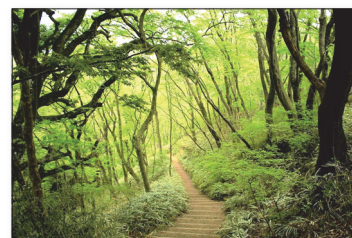
【事業目的】

観光客の増加や地域の魅力づくりのため、葛城山をはじめとする本市の主要な観光地において魅力的な歩行空間を整備し、観光客が歩きたくなる環境整備を進めます。

【事業内容】

■ **登山道の整備、ハイキングコースの整備点検**

葛城山の登山道及びハイキングコースの定期的な整備点検を実施し、回遊性の維持向上に努めます。



葛城山登山道

■ **周遊型ウォークルートサイン整備事業**

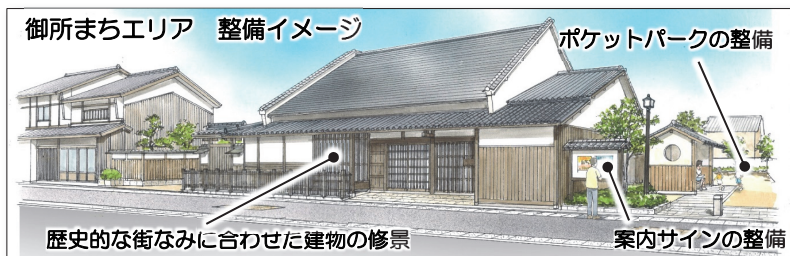
本市の観光施設を周遊できるウォークルート並びにそのサインを整備し、観光客が徒歩で快適に移動できる環境を整えます。

■ **御所まちの道路美装化、ポケットパーク整備**

駅周辺には、江戸時代の町並みが良好に残され、重要伝統的建造物群保存地区への選定を目指している御所まちエリアや、桜の名所となっているふるさとの川公園（葛城川）、柳田川の水辺の遊歩道などがあります。

御所まちエリアでは、民間事業者により、まちの銭湯を復活させ、御所まち全体をホテルのようにみため、『まち』を周遊しながら、食事をして銭湯で交流し、宿泊する『GOSE SENTO HOTEL』プロジェクトも始動しています。

『駅』を拠点に観光客が『商店街』や『御所まち』へとゆっくり歩いて周遊、滞在できる環境づくりを進めるため、道路美装化やポケットパークの整備などを進めていきます。



御所まち 道路美装化（イメージ）

資料：御所中心市街地地区街なみ環境整備事業 概要版（御所市）より（一部加筆）

【事業スケジュール】

事業内容	実施主体(◎) 推進協力主体(○)	短期 (R5～R9年度)					中・長期 R10～
		R5	R6	R7	R8	R9	
登山道の整備、 ハイキングコースの 整備点検	◎：御所市	点検・設計・工事					
周遊型ウォークルート サイン整備事業	◎：御所市	計画・調査・設計・工事					
御所まちの道路美装化、 ポケットパーク整備	◎：御所市 ○：街なみ環境整備 事業地区協議会	調査・設計・工事					

◎：中心となって実施・推進する組織
○：中心となる組織と協力して取り組む組織

7-2 【戦略目標II】誰もが快適に利用できる移動手段の確保

(1) 公共交通ネットワークの強化

1) 地域公共交通計画の策定

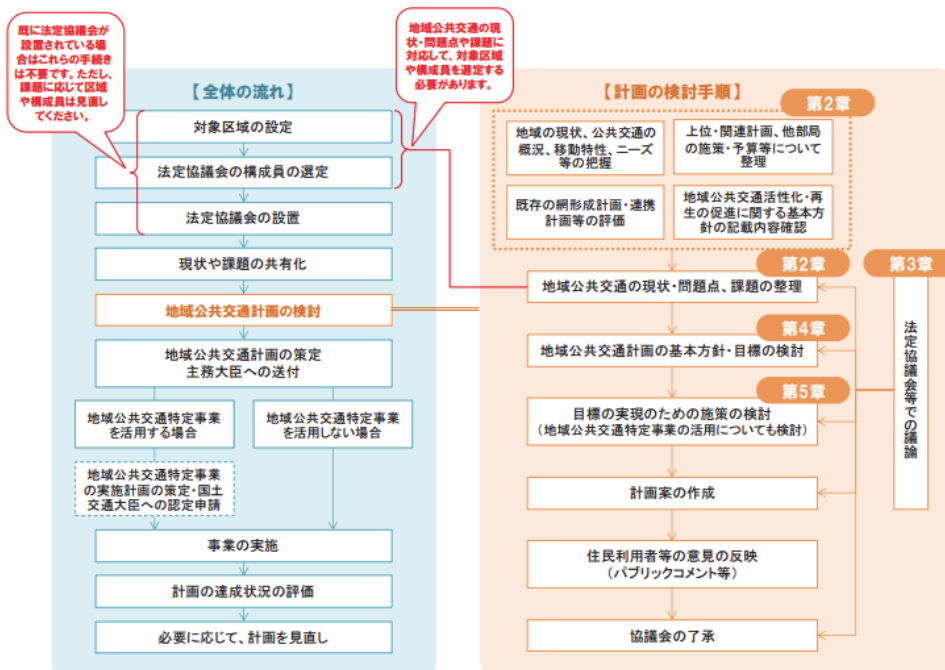
【事業目的】

本市における地域公共交通の維持・確保を図るため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域の公共交通に関するマスタープランである「地域公共交通計画」を策定し、公共交通に関して必要な施策を整理し、利用者の需要やニーズに応じた効率的で利便性の高い公共交通サービスを計画的に提供します。

【事業内容】

■ 「地域公共交通計画」の策定及び計画に基づく事業実施

公共交通の需要・実態を踏まえ、御所市地域公共交通会議において交通事業者等との協議の上で本計画に位置づけた公共交通関連事業について、より具体的な内容を定めるほか、公共交通を補完する交通施策の必要な事業等を取りまとめた計画を2023年度（令和5年度）中に策定し、その後、計画に基づく事業を実施します。



図：計画策定の流れ

資料：国土交通省「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き 第3版」2022年（令和4年）3月

【事業スケジュール】

事業内容	実施主体(◎) 推進協力主体(○)	短期 (R5～R9年度)					中・長期 R10～
		R5	R6	R7	R8	R9	
「地域公共交通計画」の策定及び計画に基づく事業実施	◎：御所市地域公共交通会議 ○：御所市、国、県警察公共交通事業者	計画期間					
		→					

◎：中心となって実施・推進する組織
○：中心となる組織と協力して取り組む組織

7-2 【戦略目標II】誰もが快適に利用できる移動手段の確保

(1) 公共交通ネットワークの強化

2) 路線バス、タクシーの充実

【事業目的】

市内の基幹交通である路線バスやタクシーでの移動手段を、将来にわたって持続可能なものとするため、市内を走る路線バスやタクシーに対して利用促進や運行支援を行うと同時に、高齢者や障がい者の移動についても支援します。これらについては、地域公共交通計画と連携して検討・実施します。

【事業内容】

■ 市内路線バス運行支援事業

現在の路線バスについて、利用者の利便性向上ならびに持続可能な運行を図るため、運行支援を行います。なお、具体的な実施事業については、「地域公共交通計画」と連携して検討します。

■ 福祉タクシー基本料金助成事業

対象者（身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A1・A2所持者）に福祉タクシー利用券を配付し、御所市と提携しているタクシーを使用する場合に運賃から基本料金（初乗り運賃）が割引されます。



図：市内を走る路線バス

【事業スケジュール】

事業内容	実施主体(◎) 推進協力主体(○)	短期 (R5～R9年度)					中・長期
		R5	R6	R7	R8	R9	R10～
市内路線バス運行 支援事業	◎：御所市 ○：国、県 バス事業者	実施					→
福祉タクシー基本料金 助成事業	◎：御所市	実施					→

◎：中心となって実施・推進する組織
○：中心となる組織と協力して取り組む組織

7-2 【戦略目標II】誰もが快適に利用できる移動手段の確保

(1) 公共交通ネットワークの強化

3) 市内公共交通の再編

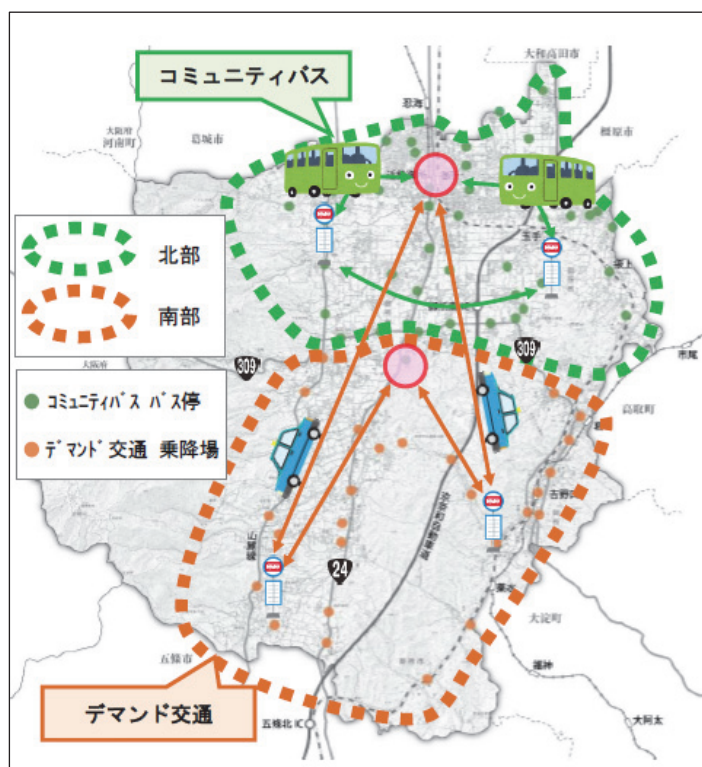
【事業目的】

本市での公共交通を持続可能なものとし、公共交通空白地を解消するため、市内の北部と南部の地域特性ならびに利用者のニーズに応じた新たな公共交通網の再編を実施し、すべての市民が快適に利用できる公共交通網を構築します。

【事業内容】

■ 市内北部と南部の地域的特性と利用者のニーズに応じた新たな公共交通網の再編

本市の北部は南部に比べて人口が多く、主要な公共施設や商業施設、病院などが集積しています。一方、南部は北部に比べて人口が少なく、集落が点在しています。これらの特性を踏まえた新たな公共交通網を再編し、将来にわたって持続可能な公共交通の構築を目指します。なお、本事業については2023年（令和5年）1月より実証運行を実施しています。



図：公共交通の見直し後のイメージ

資料：御所市「御所市公共交通運行効率化計画」2019年（平成31年）3月

【事業スケジュール】

事業内容	実施主体(◎) 推進協力主体(○)	短期 (R5～R9年度)					中・長期
		R5	R6	R7	R8	R9	R10～
市内北部と南部の地域的特性と利用者のニーズに応じた新たな公共交通網の再編	◎：御所市 ○：バス事業者 タクシー事業者 企業市民	実証運行	本格運行				

◎：中心となって実施・推進する組織

○：中心となる組織と協力して取り組む組織

7-2 【戦略目標II】誰もが快適に利用できる移動手段の確保

(2) 公共交通の利便性向上

1) 乗り継ぎ利便性の向上

【事業目的】

市民の快適な移動をサポートするため、主に鉄道と路線バス、コミュニティバスの乗り継ぎ利便性の向上を図ります。

【事業内容】

■ バスロケーションシステムの導入

バス等が渋滞や雨などの理由で遅れているときのバス待ち時間解消のため、コミュニティバスへのバスロケーションシステムを導入します。

また、御所駅等の公共交通結節点に、バス運行状況を表示するデジタルサイネージ等の整備を検討します。



図：バスロケーションシステムにおけるバス位置情報提供画面の例(奈良交通)(左)とディスプレイ表示機の例(安城市)(右)

資料：奈良県・奈良交通「報道資料」2018年(平成30年)11月28日(左)、飛島村「バスロケーションシステムの導入事例」(右)

【事業スケジュール】

事業内容	実施主体(◎) 推進協力主体(○)	短期 (R5～R9年度)					中・長期 R10～
		R5	R6	R7	R8	R9	
バスロケーションシステム の導入	◎：御所市 ○：県 バス事業者		→				

◎：中心となって実施・推進する組織
○：中心となる組織と協力して取り組む組織

7-2 【戦略目標II】誰もが快適に利用できる移動手段の確保

(2) 公共交通の利便性向上

2) コミュニティバスやデマンド交通などによる移動支援

【事業目的】

車がなくても快適に生活できる交通環境を整備するため、現状のコミュニティバスの路線を維持するとともに、需要に対応した適切な運行路線の検討や移動時間の短縮、便数の最適化を行います。そのうえで、市南部では新たな移動手段としてデマンド交通を導入し、地域特性に応じた公共交通網を構築します。

【事業内容】

■ コミュニティバスの適切な運行路線の検討や便数の最適化

コミュニティバスについて、利用者の利便性向上と持続可能な運行を図るため、地域特性やニーズに応じた運行路線や移動時間の短縮、便数について事業者と協議の上、見直します。なお、本事業については2023年（令和5年）1月より市北部で実証運行を実施しています。

■ 市南部でのデマンド交通の導入

本市の南部では少ない需要に応じた利便性の高い停留所方式の運行形態となるデマンド交通を導入します。なお、本事業については2023年（令和5年）1月より実証運行を実施しています。

表:コミュニティバス及びデマンド交通再編の概要

項目	内容	
	市北部	市南部
概要	現在のコミュニティバスの車両を活用し、運行ルートは、市北部の現在のコミュニティバスのバス停等を結ぶルートとする。	市南部について、バス停とバス停を繋ぐデマンド交通で運行する。
運行形態	定時定路線（現在のコミュニティバスの運行形態と同じ）	予約制デマンド交通
運行区域	市北部	市南部、市北部の主要施設（市役所、近鉄御所駅、スーパー、病院等）
利用対象者	主に市民（利用制限はなし）	市南部の市民（事前利用者登録必要）
車両	小型バス（車両延長7m以下） ※現在のコミュニティバスと同じ車両	ユニバーサルデザイン型タクシー
運賃	有料	有料

資料:御所市内公共交通実証運行計画

【事業スケジュール】

事業内容	実施主体(◎) 推進協力主体(○)	短期 (R5～R9年度)					中・長期 R10～	
		R5	R6	R7	R8	R9		
コミュニティバスの適切な運行路線の検討や便数の最適化	◎:御所市 ○:県、バス事業者	実証運行	本格運行					
市南部でのデマンド交通の導入	◎:御所市 ○:県 タクシー事業者	実証運行	本格運行					

◎:中心となって実施・推進する組織
○:中心となる組織と協力して取り組む組織

7-2 【戦略目標II】誰もが快適に利用できる移動手段の確保

(3) 公共交通の利用促進

1) 利用環境の整備

【事業目的】

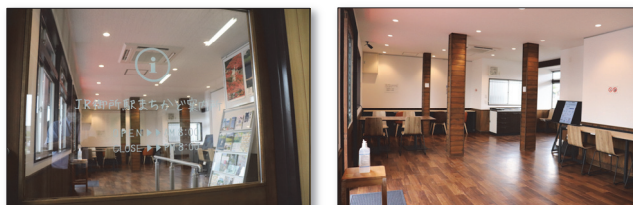
JR和歌山線をはじめ、公共交通の運行本数が少なくなる日中には、待ち時間の過ごし方が課題になります。駅での待ち時間を快適に過ごせるようにするため、公共交通等の待合環境の改善を行います。

【事業内容】

■ 公共交通結節点の待合環境の整備

交通結節点となる近鉄・JR御所駅に隣接して整備する新庁舎の1階ロビーには、ゆっくり休憩や読書などをしながら公共交通などを待つことができる空間の整備を行います。

また、複合庁舎の空き会議室等を活用した体験教室やサークル活動などにより、駅周辺での公共交通の待ち時間を有効に利用できる仕組みづくりを検討します。



JR御所駅の駅事務所廃止に伴い、御所市が駅舎の譲渡を受け、駅利用者の利便性向上、観光や特産物等の情報発信により、駅利用者・観光客などの来訪者にとって魅力的な、普段から人が集まる空間とするための整備を行いました。

【事業スケジュール】

事業内容	実施主体(◎) 推進協力主体(○)	短期 (R5～R9年度)					中・長期 R10～
		R5	R6	R7	R8	R9	
公共交通結節点の 待合環境の整備	◎: 御所市 ○: 公共交通事業者						

◎: 中心となって実施・推進する組織

○: 中心となる組織と協力して取り組む組織

7-2 【戦略目標II】誰もが快適に利用できる移動手段の確保

(3) 公共交通の利用促進

2) 公共交通の利用促進

【事業目的】

市内の基幹交通である鉄道、路線バスやタクシーでの移動手段を、将来にわたって持続可能なものとするため、市民に対し、公共交通の利用を促す啓発活動を実施します。

また、高齢者の公共交通の利用促進のため、運転免許証自主返納者に対する公共交通利用料金の割引などの優遇措置を導入し、必要に応じて運転免許証を自主返納していただくことを促進します。

【事業内容】

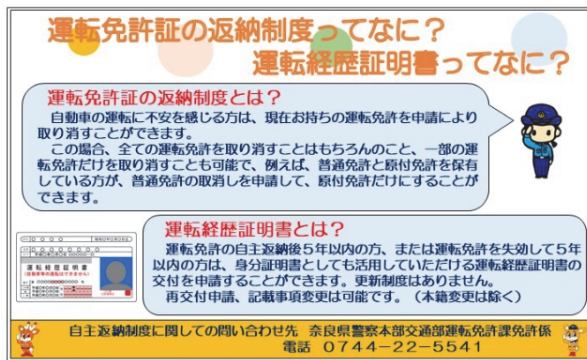
■ 市内を運行する公共交通(鉄道、バス、タクシー)の利用促進

公共交通利用者の減少による公共交通の減便・サービス低下により、さらに公共交通利用者が減少するという悪循環を止めるため、市と公共交通事業者が協同して市民に対し公共交通の利用を促す啓発活動を実施します。

例：イベント等での公共交通の利用啓発、公共交通利用キャンペーンの実施

■ 市が運行する公共交通の利用料金への運転免許証自主返納者割引など優遇措置の導入

自動車の運転に不安を感じる高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境の整備を進めます。具体的には、運転免許証を自主返納いただいた方に対する公共交通利用料金割引制度をはじめとした優遇措置を導入します。



図：運転免許証の返納制度と自主返納支援事業について

資料：奈良県警察

【事業スケジュール】

事業内容	実施主体(◎) 推進協力主体(○)	短期 (R5～R9年度)					中・長期 R10～
		R5	R6	R7	R8	R9	
市内を運行する公共交通(鉄道、バス、タクシー)の利用促進	◎：御所市 公共交通事業者 ○：県	検討・実施					→
市が運行する公共交通の利用料金への運転免許証自主返納者割引など優遇措置の導入	◎：御所市 ○：警察	実施					→

◎：中心となって実施・推進する組織
○：中心となる組織と協力して取り組む組織

7-3 【戦略目標Ⅲ】市内外を効果的に結ぶ道路ネットワークの構築

(1) 広域道路ネットワークの強化

1) 広域道路ネットワークの整備

【事業目的】

県内各地や近隣府県とのアクセスを強化し、地域間相互の交流や連携を図っていくため、京奈和自動車道をはじめとする高規格の広域道路ネットワークの構築を進めていきます。

【事業内容】

■ 京奈和自動車道(大和北道路、大和御所道路)の整備

未開通となっている京奈和自動車道の**大和北道路**((仮称)奈良北IC～郡山下ツ道JCT間)や**大和御所道路**(檀原北IC～檀原高田IC間)の整備を促進し、早期の全線供用を目指します。

また、暫定2車線で供用されている**大和御所道路**については、将来の4車線化に向けた働きかけを行っていきます。

■ 国道169号(御所高取バイパス、高取バイパス)の整備

県の中南部地域から本市へのアクセス向上につながる**国道169号**(御所高取バイパス、高取バイパス)の整備を促進します。

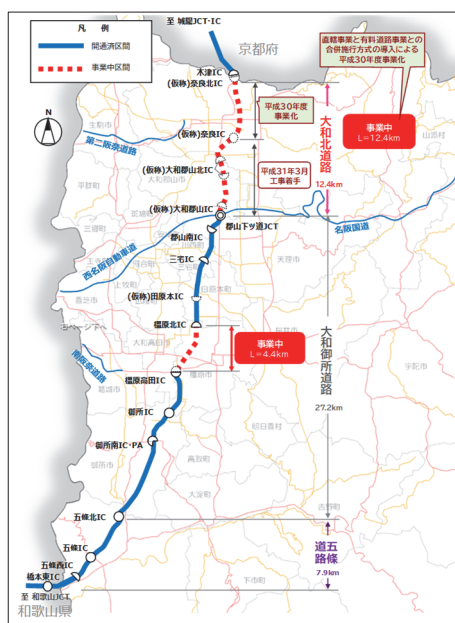


図:京奈和自動車道の整備状況



図:国道169号の整備状況

資料:奈良県「ならの道」
2021年度(令和3年度)版
(一部加筆)

【事業スケジュール】

事業内容	実施主体(◎) 推進協力主体(○)	短期 (R5～R9年度)					中・長期 R10～
		R5	R6	R7	R8	R9	
京奈和自動車道(大和北道路、大和御所道路)の整備	◎: 国 ○: 御所市、県、警察	整備促進					
国道169号(御所高取バイパス、高取バイパス)の整備	◎: 県 ○: 御所市、警察	整備促進					

◎: 中心となって実施・推進する組織
○: 中心となる組織と協力して取り組む組織

7-3 【戦略目標Ⅲ】市内外を効果的に結ぶ道路ネットワークの構築

(2) 市内幹線道路ネットワークの強化

1) 幹線道路網の整備

【事業目的】							
市民や本市への来訪者が市内を安全・円滑に移動できるようにするため、市内のネットワーク状況や交通状況を考慮し、必要と判断された箇所での道路整備を行います。							
【事業内容】							
<p>■ <u>市内幹線道路の必要性や代替性の検証、定期的な見直し</u></p> <p>都市計画道路など、まちづくりの状況や将来交通量、社会情勢の変化等を踏まえ、必要性や代替性の検証を行うなど、今後も定期的に見直しを行うとともに、必要な路線については整備を推進します。</p>							
【事業スケジュール】							
事業内容	実施主体(◎) 推進協力主体(○)	短期 (R5～R9年度)					中・長期
		R5	R6	R7	R8	R9	R10～
市内幹線道路の必要性や代替性の検証、定期的な見直し	◎: 御所市、国、県						
◎ : 中心となって実施・推進する組織 ○ : 中心となる組織と協力して取り組む組織							

7-3 【戦略目標Ⅲ】市内外を効果的に結ぶ道路ネットワークの構築

(2) 市内幹線道路ネットワークの強化

2) 道路の維持管理

【事業目的】

既存の道路については適切な再舗装等の維持管理を行います。

【事業内容】

■ **舗装修繕事業**

舗装などが古くなった道路については、劣化度や交通量などから優先順位をつけ、計画的な維持管理を行います。

■ **地元の企業や市民と連携した道路清掃**

沿道環境向上のため、地元企業や市民と連携した道路清掃を実施します。

表：御所市内の道路とその改良率等

種別	路線数	実延長 (m)	改良済延長 (m)	改良率 (%)	道路面積 道路部 (㎡)
1級(幹線)市道	11	19,221	7,668	39.9	99,472
2級(幹線)市道	16	26,215	5,909	22.5	105,865
その他の市道	1,100	381,672	112,740	29.5	1,426,657
合計	1,127	427,108	126,317	29.6	1,631,994

資料：御所市「御所市公共施設等総合管理計画」2017年(平成29年)3月

【事業スケジュール】

事業内容	実施主体(◎) 推進協力主体(○)	短期 (R5～R9年度)					中・長期
		R5	R6	R7	R8	R9	R10～
舗装修繕事業	◎：御所市、国、県	実施					
地元の企業や市民と 連携した道路清掃	◎：御所市、国、県 企業市民	清掃・回収					

◎：中心となって実施・推進する組織

○：中心となる組織と協力して取り組む組織

7-4 【戦略目標Ⅳ】「働く場」を創出する交通環境の構築

(1) 企業立地を促進する道路環境の整備

1) 企業立地を促進する道路環境の整備

【事業目的】

企業誘致による『働く場』をつくり、市民所得の向上や移住・定住人口を増やすため、県内だけではなく、大阪や京都、和歌山など近隣府県との広域アクセスを高めていく必要があります。

国などにより進められている京奈和自動車道をはじめとする広域の道路ネットワークの早期完成を促進します。

【事業内容】

■ 京奈和自動車道(大和北道路、大和御所道路)の整備【再掲 戦略Ⅲ(1)1)】

未開通となっている京奈和自動車道の和北道路((仮称)奈良北IC~郡山下ツ道JCT間)や大和御所道路(檀原北IC~檀原高田IC間)の整備を促進し、早期の全線供用を目指します。

また、暫定2車線で供用されている大和御所道路については、将来の4車線化に向けた働きかけを行っていきます。

■ 国道169号(御所高取バイパス、高取バイパス)の整備【再掲 戦略Ⅲ(1)1)】

県の中南部地域から本市へのアクセス向上につながる国道169号(御所高取バイパス、高取バイパス)の整備を促進します。

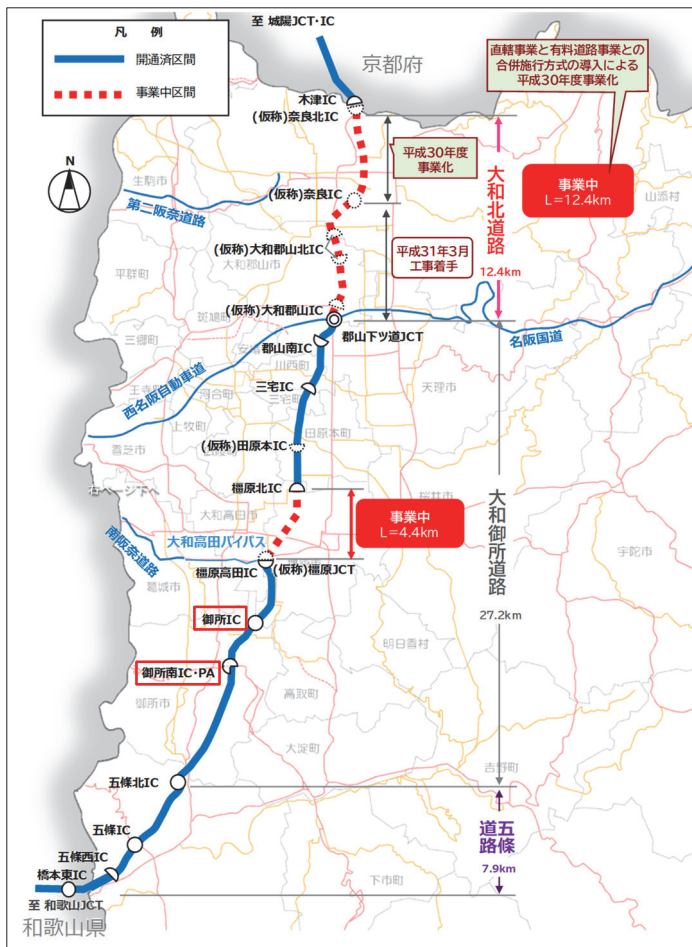


図:京奈和自動車道の整備状況



図:国道169号の整備状況

資料:奈良県「ならの道」2021年度(令和3年度)版(一部加筆)

京奈和自動車道の整備状況



図：大和北道路(大和郡山市横田町)の整備状況



図：大和御所道路(橿原市新堂町)の整備状況

「大和御所道路(仮称)橿原JCT(大阪方面接続ランプ)」が2026年(令和8年)春に開通します。接続ランプの開通により、大阪方面から本市へのアクセス性が向上します。

国道 169 号(御所高取バイパス・高取バイパス)の整備状況



図：御所高取バイパス(完成イメージ)



図：高取バイパス(高取トンネル/高取町清水谷)の整備状況
写真：奈良県「奈良県『都』づくり戦略2022」2022年(令和4年)2月

7-4 【戦略目標Ⅳ】「働く場」を創出する交通環境の構築

(1) 企業立地を促進する道路環境の整備

2) 京奈和自動車道インターチェンジ間アクセスの向上

【事業目的】

本市の中心市街地周辺には京奈和自動車道のインターチェンジ（IC）が2つ（御所ICと御所南IC）あり、その利便性を活かして、IC周辺エリアを「都市活力創出ゾーン」や「産業創出検討ゾーン」に位置づけ、企業誘致を進めています。

しかし、この2つのICを結ぶ一般部（側道）は未整備となっており、また、御所南ICは和歌山方面への流入ができないなど、土地のポテンシャルを十分に活かすことができていません。

このため、未整備となっている京奈和自動車道（一般部）の整備や御所南ICのフルランプ化により、IC間アクセスを早期に向上させ、企業の立地環境を高めていきます。

【事業内容】

■ 京奈和自動車道（一般部）の整備（御所IC～御所南IC間） ①

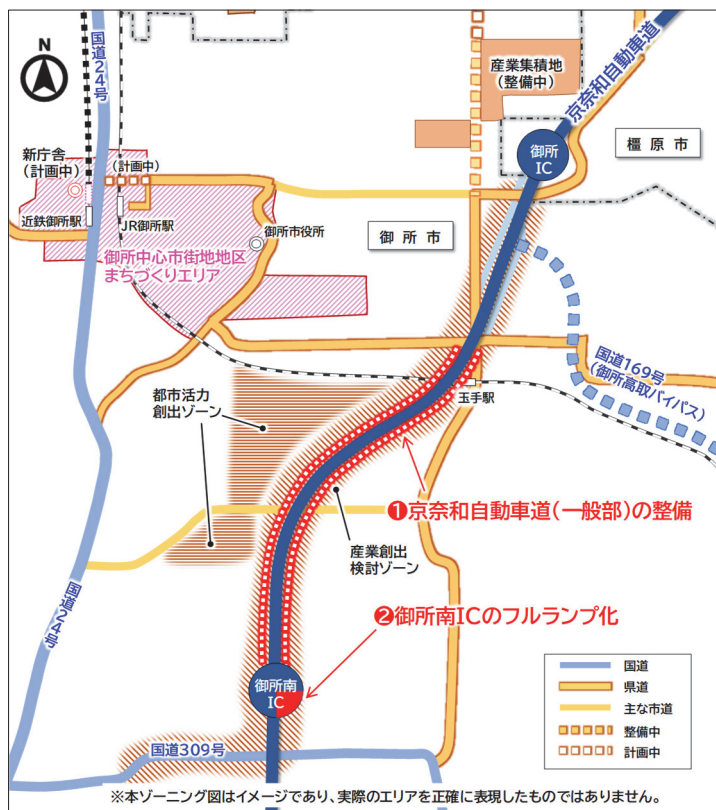
御所ICと御所南ICを結ぶ京奈和自動車道の一般部（側道）について、未整備区間の早期整備を促進します。

■ 御所南ICのフルランプ化 ②

御所南ICは和歌山方面への流入ができず、インターチェンジの機能が十分に活かせていないため、早期フルランプ化を促進します。

■ 周辺道路の整備

都市活力創出ゾーンや産業創出検討ゾーンなどへの企業進出を支援するため、まちづくりの進展や周辺道路状況の変化も踏まえ、適宜、関係者と協議・調整を行い必要な道路整備を行います。



図：京奈和自動車道周辺のゾーニング



一般部（側道）の未整備区間



御所南インターチェンジ

7-4 【戦略目標Ⅳ】「働く場」を創出する交通環境の構築

(1) 企業立地を促進する道路環境の整備

3) 中心市街地外周道路ネットワークの整備

【事業目的】

御所ICの北側では、奈良県により産業集積地の整備が進められています。また、本市では周辺市と連携して複数市に跨る広域の工業系ゾーンの整備を検討しています。

御所IC周辺のアクセス性向上を図り企業立地環境をより一層高めるとともに、御所ICから国道24号に向かう通過交通が中心市街地へ流入することを抑制するため、外周道路の整備を進めます。

【事業内容】

■ 大和高田御所線(本馬交差点)の改良促進

御所ICから産業集積地など工業系ゾーンへのアクセスを向上させるため、県道大和高田御所線(本馬交差点)の改良を促進します。

■ 産業集積地アクセス道路の整備

御所ICから産業集積地へのアクセスを向上させるため、市道北十三柳原線他3路線の改良を進めます。

■ 県道橿原新庄線の整備促進

御所ICから広域の工業系ゾーン等へのアクセス道路となる県道橿原新庄線(奥田工区)の整備を促進します。また、県道橿原新庄線の南側への延伸について、早期の事業化を図ります。



産業集積地



橿原新庄線(奥田工区)

写真提供:奈良県

図: 中心市街地外周道路周辺のゾーニング

※本ゾーニングはイメージであり、実際のエリアを正確に表現したものではありません。

※大和高田市と橿原市では、2023年(令和5年)1月現在、都市計画マスタープランの改定作業を行っており、本図で示しているゾーニングは、パブリックコメントで公表された素案をもとに御所市で記載したものです。

【事業スケジュール】

事業内容	実施主体(◎) 推進協力主体(○)	短期 (R5～R9年度)					中・長期
		R5	R6	R7	R8	R9	R10～
1) 企業立地を促進する道路環境の整備							
京奈和自動車道(大和北道路、大和御所道路)の整備	◎: 国 ○: 御所市、県、警察						整備促進
国道169号(御所高取バイパス、高取バイパス)の整備	◎: 県 ○: 御所市、警察						整備促進
2) 京奈和自動車道インターチェンジ間アクセスの向上							
京奈和自動車道(一般部)の整備(御所IC～御所南IC間)	◎: 国 ○: 御所市、県、警察						整備促進
御所南ICのフルランプ化	◎: 国 ○: 御所市、県、警察						整備促進
周辺道路の整備	◎: 御所市、国、県 警察						調査・設計・工事
3) 中心市街地外周道路ネットワークの整備							
大和高田御所線(本馬交差点)の改良促進	◎: 県 ○: 御所市						調査・設計・工事
産業集積地アクセス道路の整備	◎: 御所市 ○: 県						工事
県道檀原新庄線の整備促進	◎: 県 ○: 御所市						調査・設計・工事

◎: 中心となって実施・推進する組織
○: 中心となる組織と協力して取り組む組織

7-4 【戦略目標Ⅳ】「働く場」を創出する交通環境の構築

(2) 通勤・移動環境の向上

1) 鉄道駅からの通勤・移動環境の向上

【事業目的】

御所IC～御所南IC周辺では、広域道路ネットワークの交通結節点という高いポテンシャルを活かし、産業や商業の集積地化を進めています。公共交通を利用した通勤・移動環境を向上させることで、公共交通の利用を促進するとともに、これらエリアの魅力をさらに高めていきます。

【事業内容】

■ 近鉄・JR御所駅が一体となった駅前広場の整備 ①【再掲 戦略Ⅰ(1)1)】

近鉄・JR御所駅に整備する新たな駅前広場には、路線バスやコミュニティバス、タクシーのほか、企業の送迎バスも発着可能なロータリーを整備し、駅からの通勤・移動環境を高めます。

■ 東西アクセス道路の整備 ②【再掲 戦略Ⅰ(2)1)】

御所ICから国道24号間を繋ぐ東西アクセス道路を整備することで、新しい駅前から御所IC周辺への通勤・移動環境を高めます。

■ 近鉄・JR御所駅から産業集積地等への移動手段の確保(路線バス、コミュニティバス等)

車がなくても鉄道駅から産業集積地等へ通勤・移動ができる環境を整えていきます。路線バスやコミュニティバスの運行など、企業の進出状況や需要に応じて関係者との調整を行います。



図：駅から御所IC周辺への送迎動線のイメージ

※本図はまちづくりのイメージ図であり、位置や規模等を正確に表現したものではありません。また、今後の調整により内容が変更となる場合があります。

【事業スケジュール】

事業内容	実施主体(◎) 推進協力主体(○)	短期 (R5～R9年度)					中・長期 R10～
		R5	R6	R7	R8	R9	
近鉄・JR御所駅が一体となった駅前広場の整備	◎：御所市 ○：警察 公共交通事業者	計画・調査・設計・工事					
東西アクセス道路の整備	協議中	協議中					
近鉄・JR御所駅から産業集積地等への移動手段の確保	◎：御所市 ○：国、県 バス事業者	検討					

◎：中心となって実施・推進する組織
○：中心となる組織と協力して取り組む組織

7-5 【戦略目標V】「安全・安心」な移動ができる道路空間の確保

(1) 移動しやすい歩行者・自転車利用環境の整備

1) 安心して歩ける歩行空間の整備

【事業目的】

誰もが安全・安心に暮らすことができる都市空間の実現に向け、歩行者が安心して歩ける歩行空間の整備・歩行空間におけるバリアフリー化の推進を行います。

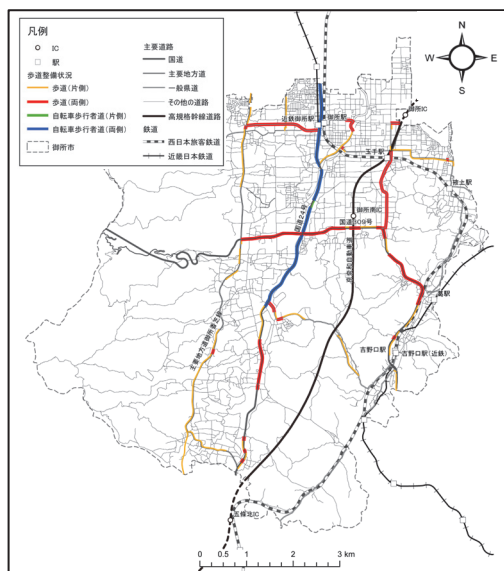
【事業内容】

■ **安心して歩ける歩行空間の整備**

歩行者が多い道路等について、歩道の改良、カラー舗装等による歩行空間の明確化など、安心して歩ける歩行空間の整備を検討します。

■ **歩行空間におけるバリアフリー化の推進**

バリアフリー基本構想（2023年（令和5年）3月策定予定）に基づき、道路のバリアフリー化を進めます。



図：歩道整備状況図(左)とカラー舗装、歩行空間バリアフリー化の例(右)

資料：国土交通省資料

【事業スケジュール】

事業内容	実施主体(◎) 推進協力主体(○)	短期 (R5～R9年度)					中・長期 R10～
		R5	R6	R7	R8	R9	
安心して歩ける歩行空間の整備	◎：御所市、国、県	調査・設計・工事					→
歩行空間におけるバリアフリー化の推進	◎：御所市、国、県	調査・設計・工事					→

◎：中心となって実施・推進する組織
○：中心となる組織と協力して取り組む組織

7-5 【戦略目標V】「安全・安心」な移動ができる道路空間の確保

(1) 移動しやすい歩行者・自転車利用環境の整備

2) 自転車の利用促進

【事業目的】

環境負荷の低減や災害時における交通機能の維持、市民の健康増進を図るため、自転車の利用促進を行い、車に頼らない交通環境を構築します。

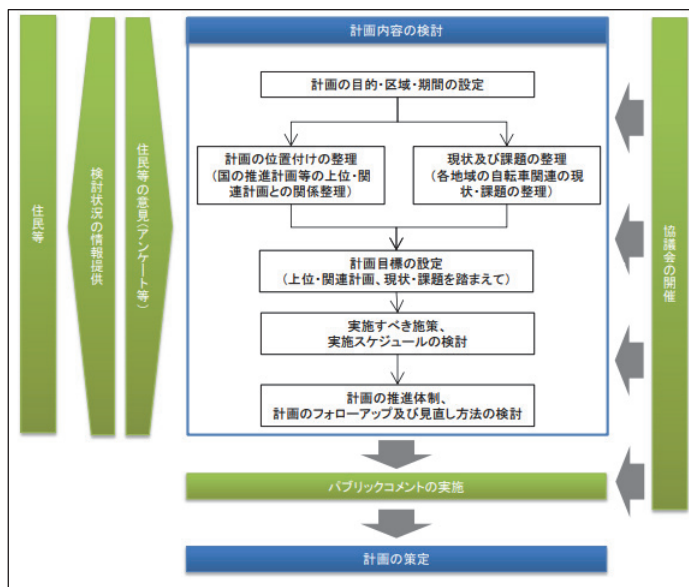
【事業内容】

■ 駅前駐輪場の整備、放置自転車への対策

近鉄・JR御所駅をはじめとする駅において、需要に応じた駅前駐輪場を整備します。また、放置自転車に対して、撤去や放置防止のための啓発活動を行います。

■ 自転車活用推進計画の策定

2021年（令和3年）5月に第2次自転車活用推進計画が閣議決定されました。本市においても、地域の実情に応じた自転車活用推進計画を検討します。



図：市内駅前駐輪場(左)と自転車活用推進計画の策定手順(右)

資料：国土交通省「地方版自転車活用推進計画 策定の手引き(案)」2018年(平成30年)8月(右)

【事業スケジュール】

事業内容	実施主体(◎) 推進協力主体(○)	短期 (R5～R9年度)					中・長期 R10～
		R5	R6	R7	R8	R9	
駅前駐輪場の整備、 放置自転車への対策	◎：御所市	計画・設計・工事・対策実施					
自転車活用推進計画 の策定	◎：御所市	検討					

◎：中心となって実施・推進する組織

○：中心となる組織と協力して取り組む組織

7-5 【戦略目標V】「安全・安心」な移動ができる道路空間の確保

(2) 道路の防災・減災機能の強化・充実

1) 緊急輸送道路や避難路の確保

【事業目的】

災害が発生した際の被害の軽減や円滑な復旧活動の実施のため、緊急輸送道路の強靱化、指定避難所へのアクセス道路の整備を行います。

【事業内容】

■ 京奈和自動車道(大和北道路、大和御所道路)の整備【再掲 戦略Ⅲ(1)1)】

京奈和自動車道の沿線では、奈良県により大規模広域防災拠点の整備が進められています。また、奈良県立医科大学附属病院や南奈良総合医療センターなどの大規模な医療機関があり、京奈和自動車道は、防災・減災や広域医療のネットワークとして非常に重要な道路となっています。

本市の強靱化のためにも、未開通となっている京奈和自動車道の大和北道路（(仮称)奈良北IC～郡山下ツ道JCT間）や大和御所道路（檀原北IC～（仮称）檀原JCT間）の整備を促進し、早期の全線供用を目指します。

また、暫定2車線で供用されている大和御所道路については、事故などによる通行止めのリスクが高いことから、将来の4車線化に向け国への要望を行っていきます。

■ 京奈和自動車道(一般部)の整備(御所IC～御所南IC間)【再掲 戦略Ⅳ(1)2)】

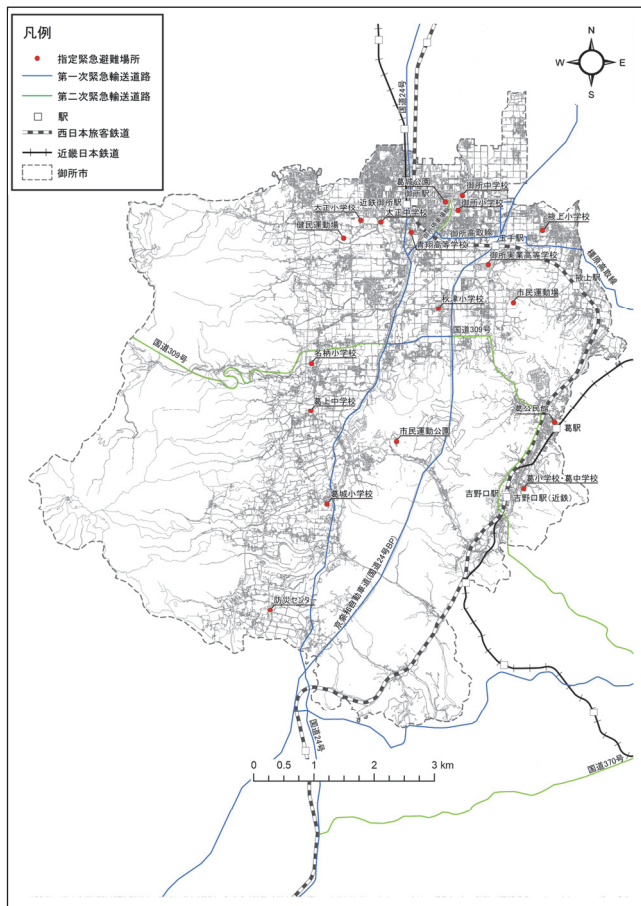
市内から御所中心市街地（JR東側）にアクセスするための道路は、すべて踏切と平面交差しています。大規模地震が発生した場合には、踏切道が遮断され緊急自動車が大幅な迂回を迫られるなど、救急活動等への支障が懸念されます。強靱化の観点からも、JRと立体交差となる京奈和自動車道（一般部）の早期整備を促進していきます。

■ 緊急輸送道路の強靱化

ボトルネック部の解消、橋梁の耐震化等、緊急輸送道路の強靱化を行います。

■ 指定避難所へのアクセス道路の整備

指定避難所へのアクセス道路については、災害時において住民の避難活動が円滑に行えるよう計画的な整備を行います。



図：本市の緊急輸送道路と指定緊急避難場所

資料：御所市HP、奈良県「緊急輸送道路ネットワーク図」2018年（平成30年）4月、国土数値情報

【事業スケジュール】

事業内容	実施主体(◎) 推進協力主体(○)	短期 (R5～R9年度)					中・長期
		R5	R6	R7	R8	R9	R10～
京奈和自動車道(大和北道路、大和御所道路)の整備	◎: 国 ○: 御所市、県、警察	整備促進					
京奈和自動車道(一般部)の整備 (御所IC～御所南IC間)	◎: 国 ○: 御所市、県、警察	整備促進					
緊急輸送道路の強靱化	◎: 御所市、国、県	検討・整備					
指定避難所へのアクセス道路の整備	◎: 御所市 ○: 県	調査・設計・工事					

◎: 中心となって実施・推進する組織
○: 中心となる組織と協力して取り組む組織

7-5 【戦略目標V】「安全・安心」な移動ができる道路空間の確保

(2) 道路の防災・減災機能の強化・充実

2) 橋梁の長寿命化

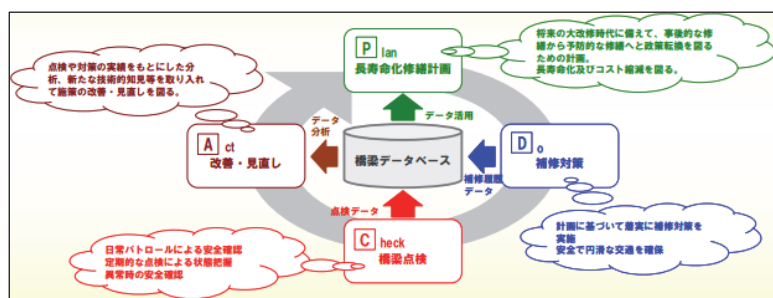
【事業目的】

橋梁を長期的に利用できるように計画的な調査・点検・修繕などによる維持管理を行い、長寿命化を図ります。

【事業内容】

■ 「御所市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく施設の長寿命化の推進

「御所市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、定期的な点検や損傷が軽微な段階での修繕を行うことで、PDCAサイクルによる維持管理体制を構築し、施設の長寿命化及び維持管理コストの削減を図ります。



図：損傷の例(左)と維持管理体制(右)

資料：御所市「御所市橋梁長寿命化修繕計画」2018年度(平成30年度)

【事業スケジュール】

事業内容	実施主体(◎) 推進協力主体(○)	短期 (R5～R9年度)					中・長期 R10～
		R5	R6	R7	R8	R9	
「御所市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく施設の長寿命化の推進	◎：御所市	点検・設計・工事					

◎：中心となって実施・推進する組織
○：中心となる組織と協力して取り組む組織

7-5 【戦略目標V】「安全・安心」な移動ができる道路空間の確保

(2) 道路の防災・減災機能の強化・充実

3) 生活道路の安全確保

【事業目的】

生活道路の安全を確保し、住民が安全・安心して生活できるようにするため、限られた道路空間を有効活用しながら、歩行者や自転車の利用に適切な生活道路の幅員を確保します。またゾーン30+をはじめとするエリア単位での安全対策を行います。

【事業内容】

■ 狭隘な生活道路における拡幅や側溝整備

狭隘な生活道路については、需要に応じて優先順位をつけ、拡幅や側溝整備を行い、歩行者や自転車の利用空間の連続性を確保します。

■ 住民との協働による「ゾーン30+規制」をはじめとするエリア対策の検討

速度抑制等の対策が必要な地区については、「ゾーン30+規制」をはじめとする対策を住民と協働して行うことで、安全・安心して生活できる空間の確保を行います。

ゾーン30+は、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るために実施される交通安全対策です。一方通行などの各種交通規制とハンプなどの物理的デバイスを適切に組み合わせて交通安全の向上を図ります。

■ 交通安全施設整備事業

交通安全施設整備事業を実施し、効果的・効率的な交通安全対策を推進します。



○ 最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定

○ 道路管理者と警察が緊密に連携し、地域住民等の合意形成を図りながら、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間を整備

【「ゾーン30プラス」の入口(イメージ)】

<警察による交通規制> 最高速度30km/hの区域規制等(ゾーン30)

<道路管理者による物理的デバイスの設置>

④ 進入抑制対策: ラインアップロード、ハンプ、スロープ緩衝歩道

⑤ 安全空間の確保: 緑地、スロープ

図:生活道路整備事例(市内)(左)とゾーン30+について(右)

資料:国土交通省(右)

【事業スケジュール】

事業内容	実施主体(◎) 推進協力主体(○)	短期 (R5~R9年度)					中・長期
		R5	R6	R7	R8	R9	R10~
狭隘な生活道路における拡幅や側溝整備	◎:御所市、県	調査・設計・工事					
住民との協働による「ゾーン30+規制」をはじめとするエリア対策の検討	◎:御所市、国、県 警察 ○:市民	検討・実施					
交通安全施設整備事業	◎:御所市	調査・設計・工事					

◎:中心となって実施・推進する組織
○:中心となる組織と協力して取り組む組織

7-5 【戦略目標V】「安全・安心」な移動ができる道路空間の確保

(3) 多様な交通手段における交通安全対策の実施

1) 通学路での安全対策

【事業目的】

通学路の安全を確保し、児童生徒が安全に通学できるよう、御所市通学路交通安全プログラムに基づき、各関係機関が連携して迅速かつ効果的な安全対策を実施します。

【事業内容】

■ 通学路における安全点検の実施

市内の学校区について、国道24号を境に西側と東側2グループに分け、それぞれ2年に1回、各小・中学校からの報告をもとに御所市通学路安全推進連絡協議会で重点課題を設定し、合同点検を実施します。

■ 対策必要箇所における防護柵や路面標示の設置

合同点検の結果から明らかとなった対策必要箇所については、防護柵設置などのハード対策ならびに交通規制などのソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討・実施します。



図：御所市通学路交通安全プログラムに基づき実施した例

【事業スケジュール】

事業内容	実施主体(◎) 推進協力主体(○)	短期 (R5～R9年度)					中・長期 R10～
		R5	R6	R7	R8	R9	
通学路における安全点検の実施	◎：御所市、国、県警察 御所市通学路安全推進連絡協議会	点検実施					→
対策必要箇所における防護柵や路面標示の設置	◎：御所市、国、県警察 御所市通学路安全推進連絡協議会	要望・設置					→

◎：中心となって実施・推進する組織
○：中心となる組織と協力して取り組む組織

7-5 【戦略目標V】「安全・安心」な移動ができる道路空間の確保

(3) 多様な交通手段における交通安全対策の実施

2) 交通安全教育の実施

【事業目的】

交通事故の発生抑制や被害の低減のため、児童や高齢者などに対して、関係機関と連携しながら各年齢層に応じた交通安全教育を実施し、市民の交通安全意識の向上を図ります。

【事業内容】

■ 学校や警察と連携した児童に対する交通安全教育の実施

児童に対しては、通園・通学時や日常生活における交通安全の知識の習得、自転車での交通マナーに係る交通安全教育を、学校や警察と連携して実施します。

■ 高齢者に対する交通安全教育の実施

高齢者に対しては、交通ルール等の知識の習得やマナー向上を目指し、交通安全教育（交通安全教室や出前講座等）を実施します。



図：本市での交通安全教育の実施例(左)と高齢者に対する交通安全講座の素材例(右)

資料：御所市「御所市第6次総合計画」2021年(令和3年)3月(左)、内閣府「交通安全講座 高齢運転者編」(右)

【事業スケジュール】

事業内容	実施主体(◎) 推進協力主体(○)	短期 (R5～R9年度)					中・長期 R10～
		R5	R6	R7	R8	R9	
学校や警察と連携した児童に対する交通安全教育の実施	◎：御所市、警察	教育・啓発					➔
高齢者に対する交通安全教育の実施	◎：御所市、警察	教育・啓発					➔

◎：中心となって実施・推進する組織
○：中心となる組織と協力して取り組む組織

7-6 実施プログラムの整理

これまでに設定した実施プログラムを以下のとおり整理します。

表:実施プログラム一覧(戦略目標Ⅰ、Ⅱ)

戦略目標	施策実施方針	実施施策	事業内容	実施主体(◎)、推進協力主体(○)	短期(R5~R9年度)					中・長期	
					R5	R6	R7	R8	R9	R10~	
【戦略目標Ⅰ】 にぎわいを生み出す 都市空間の創出	(1) 近鉄・JR御所駅の交通拠点としての機能強化	1) 近鉄・JR御所駅が一体となった駅前空間の整備	近鉄御所駅の移設	◎:御所市 ○:鉄道事業者	計画・調査・設計・工事						
			近鉄・JR御所駅が一体となった駅前広場の整備	◎:御所市 ○:警察、公共交通事業者	計画・調査・設計・工事						
			自由通路の整備	◎:御所市 ○:鉄道事業者	調査・設計・工事						
			ペDESTリアンデッキの整備	◎:御所市	計画・調査・設計・工事						
			駅前駐車場の整備	◎:御所市	計画・調査・設計・工事						
	(2) 中心市街地 周辺の道路ネットワーク強化	1) 駅周辺アクセス道路の整備	周辺市道の整備	◎:御所市	計画・調査・設計・工事						
			東西アクセス道路の整備	協議中	協議中						
			案内サイン整備、まち歩きマップの作成	◎:御所市 ○:御所市観光協会	設計・整備						
			駅周辺のバリアフリー化	◎:御所市、国、県、警察 公共交通事業者	計画・調査・設計・整備						
	(3) 観光来訪者向け の交通環境整備	1) 駅から観光地へのアクセス性向上	国道24号の歩道改良	◎:御所市、国	計画・調査・設計・整備						
			大型バスが発着できる駅前ロータリーの整備	◎:御所市 ○:バス事業者	計画・調査・設計・工事						
			観光案内所の整備、 観光案内板の設置、多言語化対応	◎:御所市 ○:観光協会	計画・設計・工事						
		2) 観光地内での歩行空間の整備	臨時バス運行事業補助金	◎:御所市 ○:バス事業者	運行						
			登山道の整備、 ハイキングコースの整備点検	◎:御所市	点検・設計・工事						
			周遊型ウォークルートサイン整備事業 御所まちの道路美化、 ポケットパーク整備	◎:御所市 ○:街なみ環境整備事業地区協議会	計画・調査・設計・工事 調査・設計・工事						
【戦略目標Ⅱ】 誰もが快適に利用できる 移動手段の確保	(1) 公共交通ネットワークの強化	1) 地域公共交通計画の策定	「地域公共交通計画」の策定及び計画に基づく事業実施	◎:御所市地域公共交通会議 ○:御所市、国、県、警察 公共交通事業者	計画期間						
		2) 路線バス、タクシーの充実	市内路線バス運行支援事業	◎:御所市 ○:国、県、バス事業者	実施						
			福祉タクシー基本料金助成事業	◎:御所市	実施						
	(2) 公共交通の利便性向上	3) 市内公共交通の再編	市内北部と南部の地域的特性と利用者のニーズに応じた新たな公共交通網の再編	◎:御所市 ○:バス事業者、タクシー事業者 企業市民	実証 運行	本格運行					
		1) 乗り継ぎ利便性の向上	バスロケーションシステムの導入	◎:御所市 ○:県、バス事業者		導入					
			2) コミュニティバスやデマンド交通などによる移動支援	コミュニティバスの適切な運行路線の検討や便数の最適化	◎:御所市 ○:県、バス事業者	実証 運行	本格運行				
	市南部でのデマンド交通の導入	◎:御所市 ○:県、タクシー事業者		実証 運行	本格運行						
	(3) 公共交通の利用促進	1) 利用環境の整備	公共交通結節点の待合環境の整備	◎:御所市 ○:公共交通事業者	計画・設計・工事						
			2) 公共交通の利用促進	市内を運行する公共交通(鉄道、バス、タクシー)の利用促進	◎:御所市、公共交通事業者 ○:県	検討・実施					
				市が運行する公共交通の利用料金への運転免許証自主返納者割引など優遇措置の導入	◎:御所市 ○:警察	実施					

表：実施プログラム一覧(戦略目標Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ)

戦略目標	施策実施方針	実施施策	事業内容	実施主体(◎)、推進協力主体(○)	短期(R5～R9年度)					中・長期
					R5	R6	R7	R8	R9	R10～
【戦略目標Ⅲ】 市内外を効果的に結ぶ 道路ネットワークの構築	(1) 広域道路ネットワークの強化	1) 広域道路ネットワークの整備	京奈和自動車道 (大和北道路、大和御所道路)の整備	◎:国 ○:御所市、県、警察	整備促進					
			国道169号 (御所高取バイパス、高取バイパス)の整備	◎:県 ○:御所市、警察	整備促進					
	(2) 市内幹線道路ネットワーク の強化	1) 幹線道路網の整備 2) 道路の維持管理	市内幹線道路の必要性や代替性の検証、 定期的な見直し	◎:御所市、国、県	検証・見直し					
			舗装修繕事業 地元の企業や市民と連携した道路清掃	◎:御所市、国、県 ◎:御所市、国、県、企業市民	実施 清掃・回収					
【戦略目標Ⅳ】 「働く場」を創出する 交通環境の構築	(1) 企業立地を 促進する道路環境の整備	1) 企業立地を促進する道路環境 の整備	京奈和自動車道(大和北道路、大和御所道 路)の整備(再掲)	◎:国 ○:御所市、県、警察	整備促進					
			国道169号(御所高取バイパス、高取バイパ ス)の整備(再掲)	◎:県 ○:御所市、警察	整備促進					
		2) 京奈和自動車道インターチェンジ間 アクセスの向上	京奈和自動車道(一般部)の整備 (御所IC～御所南IC間)	◎:国 ○:御所市、県、警察	整備促進					
			御所南ICのフルランプ化	◎:国 ○:御所市、県、警察	整備促進					
			周辺道路の整備	◎:御所市、国、県、警察	調査・設計・工事					
		3) 中心市街地外周道路ネットワークの 整備	大和高田御所線(本馬交差点)の改良促進	◎:県 ○:御所市	調査・設計・工事					
	産業集積地アクセス道路の整備		◎:御所市 ○:県	工事						
	(2) 通勤・移動環境の向上	1) 鉄道駅からの通勤・移動環境の向上	近鉄・JR御所駅が一体となった駅前広場の 整備(再掲)	◎:御所市 ○:警察、公共交通事業者	計画・調査・設計・工事					
			東西アクセス道路の整備(再掲)	協議中	協議中					
			近鉄・JR御所駅から産業集積地等への移動 手段の確保(路線バス、コミュニティバス等)	◎:御所市 ○:国、県、バス事業者	検討					
県道榑原新庄線の整備促進			◎:県 ○:御所市	調査・設計・工事						
【戦略目標Ⅴ】 「安全・安心」な移動が できる道路空間の確保	(1) 移動しやすい歩行者・自転車 利用環境の整備	1) 安心して歩ける歩行空間の整備 2) 自転車の利用促進	安心して歩ける歩行空間の整備	◎:御所市、国、県	調査・設計・工事					
			歩行空間におけるバリアフリー化の推進	◎:御所市、国、県	調査・設計・工事					
			駅前駐輪場の整備、放置自転車への対策 自転車活用推進計画の策定	◎:御所市 ◎:御所市	計画・設計・工事・対策実施 検討					
	(2) 道路の防災・減災機能の 強化・充実	1) 緊急輸送道路や避難路の確保	京奈和自動車道(大和北道路、大和御所道 路)の整備(再掲)	◎:国 ○:御所市、県、警察	整備促進					
			京奈和自動車道(一般部)の整備 (御所IC～御所南IC間)(再掲)	◎:国 ○:御所市、県、警察	整備促進					
			緊急輸送道路の強靱化	◎:御所市、国、県	検討・整備					
			指定避難所へのアクセス道路の整備	◎:御所市 ○:県	調査・設計・工事					
		2) 橋梁の長寿命化	「御所市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく 施設の長寿命化の推進	◎:御所市	点検・設計・工事					
			生活道路の安全確保	◎:御所市、県 ◎:御所市、国、県、警察 ○:市民	調査・設計・工事 検討・実施					
	(3) 多様な交通手段における 交通安全対策の実施	1) 通学路での安全対策	通学路における安全点検の実施	◎:御所市、国、県、警察 御所市通学路安全推進連絡協議会	点検実施					
			対策必要箇所における防護柵や路面標示 の設置	◎:御所市、国、県、警察 御所市通学路安全推進連絡協議会	要望・設置					
		2) 交通安全教育の実施	学校や警察と連携した児童に対する 交通安全教育の実施	◎:御所市、警察	教育・啓発					
			高齢者に対する交通安全教育の実施	◎:御所市、警察	教育・啓発					

8 評価指標

計画で定めた事業の達成状況や実施効果を表す評価指標について、戦略目標ごとに設定し、モニタリングしていきます。

そのため、評価指標は現況値が把握でき、今後継続して進捗管理（評価）が可能な値とします。

8-1 戦略目標Ⅰの評価指標

戦略目標Ⅰ「にぎわいを生み出す都市空間の創出」に向けて実施した事業の効果を確認するための評価指標は、以下のとおりとします。

(1) 市街地を中心とするまちづくりに満足している市民の割合（市民アンケート）

1) 採用理由

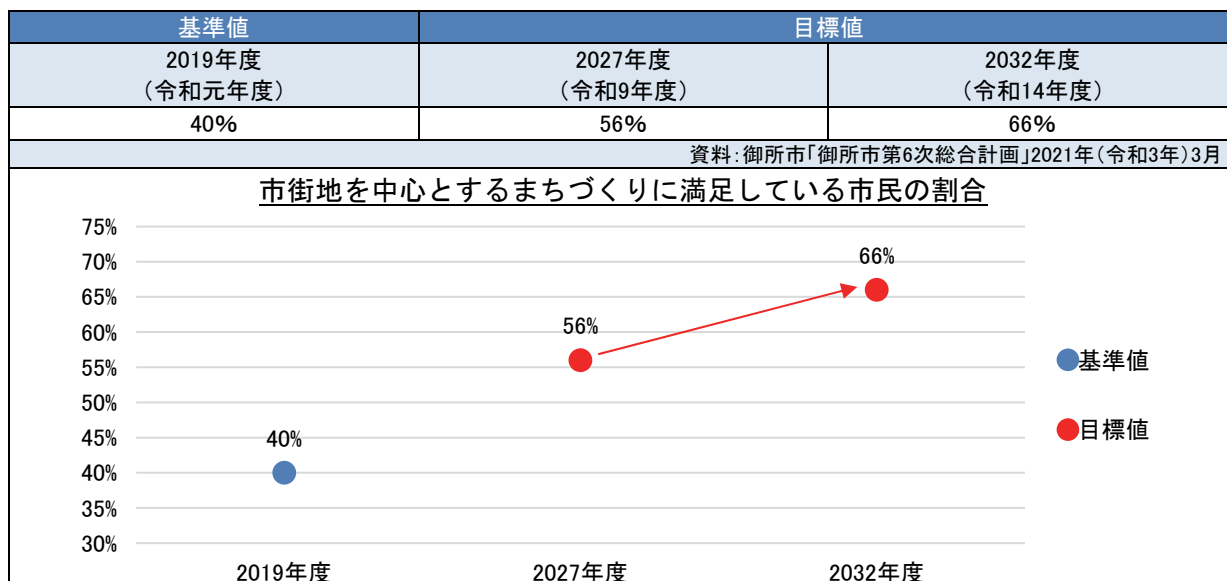
御所中心市街地地区である近鉄・JR御所駅周辺において、にぎわいを生み出す都市空間の創出に向け施策実施方針に基づき各種事業を実施します。

近鉄・JR御所駅が一体となった駅前空間の整備をはじめとする駅前整備事業の実施により、両駅の交通拠点としての機能強化が期待されます。また、駅前ロータリーの整備をはじめとする観光来訪者向けの各種事業を実施することで、市内外問わず誰もが快適に利用できる駅前空間が構築され、中心市街地でのまちづくりの活性化が期待されます。

そこで、御所市第6次総合計画の政策指標である「市街地を中心とするまちづくりに満足している市民の割合」を評価指標とすることで、両駅を中心とする中心市街地でのまちづくりに関する事業の実施効果を確認します。

2) 目標値の設定

「御所市第6次総合計画」との整合を図った目標値とします。同計画における市街地を中心とするまちづくりに満足している市民の割合は、2019年度（令和元年度）の40%を基準値として、計画期間である2029年度（令和11年度）には60%とすることを目標としています。このことから、市街地を中心とするまちづくりに満足している市民の割合は1年間で2%ずつ均等に増加し続けると仮定し、2027年度（令和9年度）は56%、2032年度（令和14年度）は66%を目標値として設定します。



※市民アンケートで「満足」「やや満足」「ふつう」と回答した市民の割合

8-2 戦略目標IIの評価指標

戦略目標II「誰もが快適に利用できる移動手段の確保」に向けて実施した事業の効果を確認するための戦略目標は、以下のとおりとします。

(1) 人口1人当たりの近鉄・JR御所駅の年間利用回数（年間乗降客数÷年度末人口）

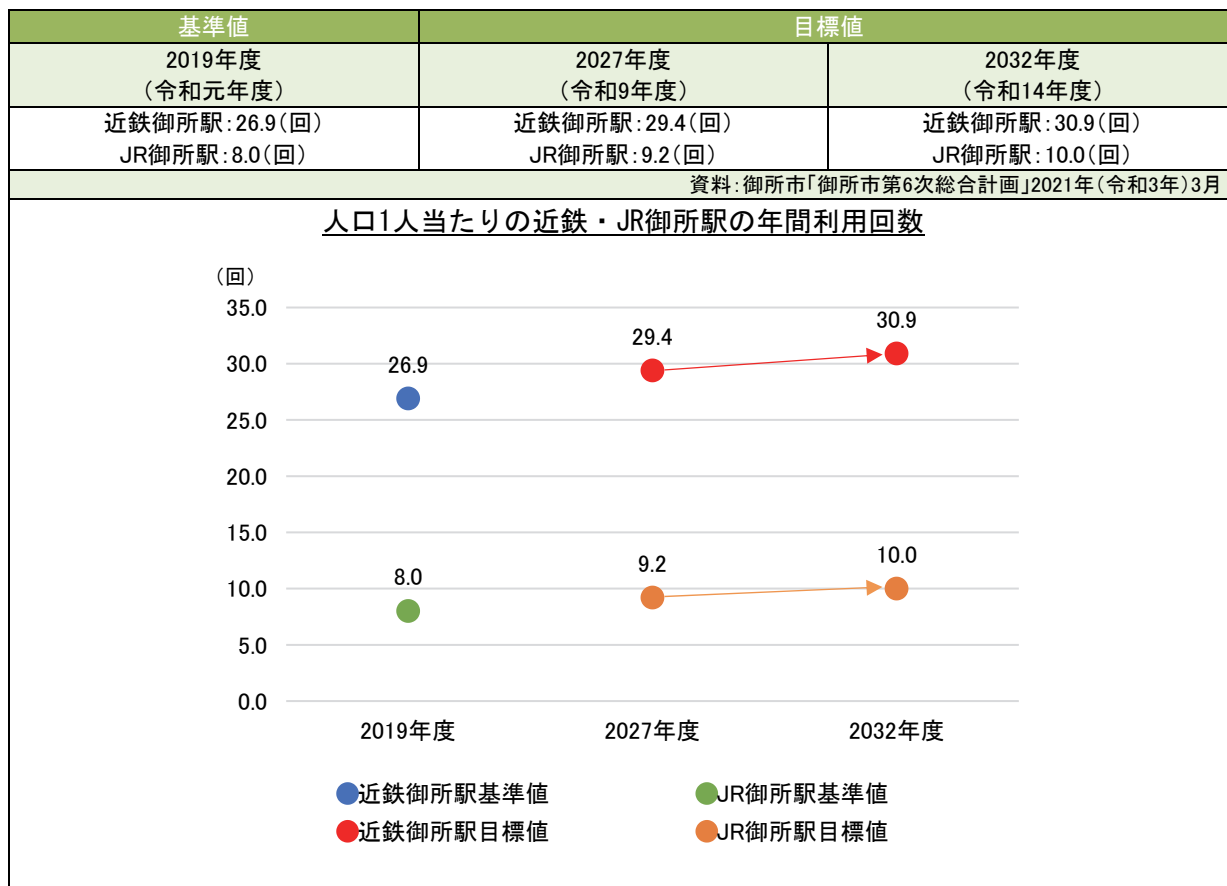
1) 採用理由

「誰もが快適に利用できる移動手段の確保」に向けた市内公共交通網の再編、公共交通の利用環境の向上等の各種事業の実施により、生活機能が集積している近鉄・JR御所駅へのアクセス利便性が向上します。それにより両駅の利用者並びに利用回数の増加が期待されます。

そこで、御所市第6次総合計画の取組指標である「人口1人当たりの近鉄・JR御所駅の年間利用回数」を評価指標とすることで、公共交通に関する事業の実施効果を確認します。

2) 目標値の設定

「御所市第6次総合計画」との整合を図った目標値とします。同計画における人口1人当たりの近鉄・JR御所駅の年間利用回数は、2019年度（令和元年度）の基準値を26.9回（近鉄御所駅）・8回（JR御所駅）とし、計画期間である2029年度（令和11年度）には30回（近鉄御所駅）・9.5回（JR御所駅）とすることを目標としています。このことから、年間利用回数は1年間で0.31回（近鉄御所駅）・0.15回（JR御所駅）ずつおおよそ均等に増加し続けると仮定し、2027年度（令和9年度）は同じく29.4回・9.2回、2032年度（令和14年度）は30.9回・10.0回を目標値として設定します。



※総合計画では、2018年度（平成30年度）の実績値を2019年度（令和元年度）の基準値として扱っていたため、計画に倣い基準値を設定した。

8-3 戦略目標Ⅲの評価指標

戦略目標Ⅲ「市内外を効果的に結ぶ道路ネットワークの構築」に向けて実施した事業の効果を確認するための評価指標は、以下のとおりとします。

(1) 道路舗装率

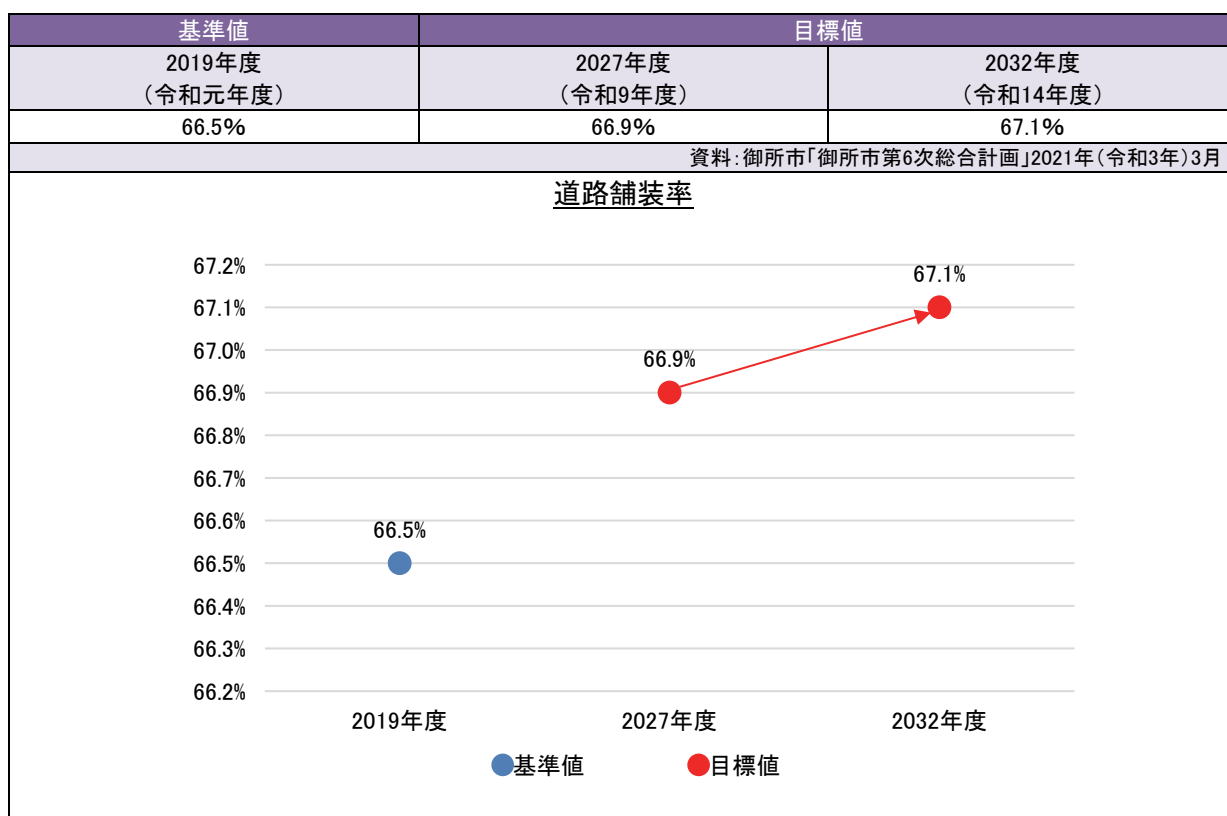
1) 採用理由

京奈和自動車道や国道169号の整備による広域道路ネットワークの構築ならびに市内幹線道路の定期的な見直しによる整備の推進等により、市内の道路舗装率の向上が期待され、渋滞の緩和や拠点間の移動の円滑化が図られます。

そこで、御所市第6次総合計画の取組指標である「道路舗装率」を評価指標とすることで、道路ネットワークに関する事業の実施効果を確認します。

2) 目標値の設定

「御所市第6次総合計画」との整合を図った目標値とします。同計画における道路舗装率は、2019年度（令和元年度）の66.5%を基準値として、計画期間である2029年度（令和11年度）には67.0%とすることを目標としています。このことから、道路舗装率は1年間でおよそ0.05%ずつ均等に増加し続けると仮定し、2027年度（令和9年度）は66.9%、2032年度（令和14年度）は67.1%を目標値として設定します。



8-4 戦略目標Ⅳの評価指標

戦略目標Ⅳ「『働く場』を創出する交通環境の構築」に向けて実施した事業の効果を確認するための評価指標は、以下のとおりとします。

(1) 事業所数

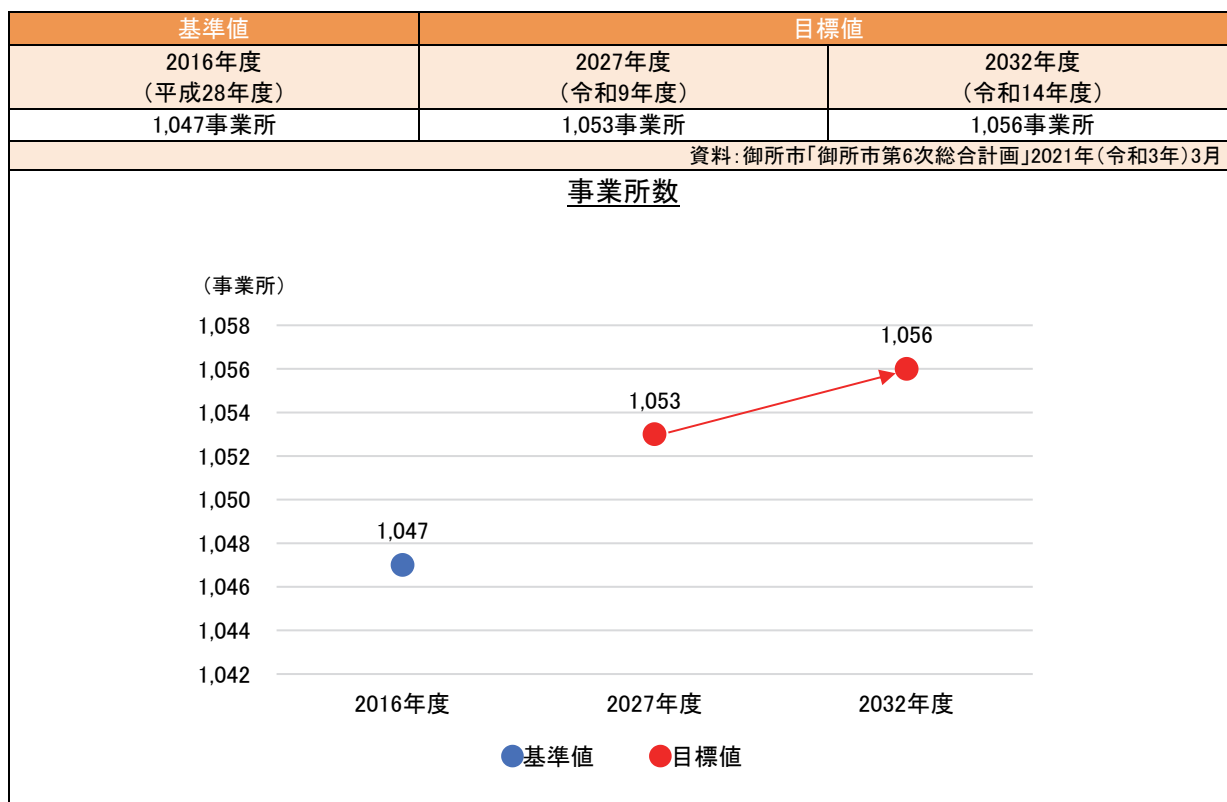
1) 採用理由

京奈和自動車道の整備促進やコミュニティバス等を活用した通勤・移動手手段の確保により、本市への企業立地が促進され、雇用の機会創出ならびに産業基盤強化が期待されます。

そこで、御所市第6次総合計画の取組指標である「事業所数」を評価指標とすることで、企業立地の促進に関する事業の実施効果を確認します。

2) 目標値の設定

「御所市第6次総合計画」を参考に目標値を設定します。同計画において事業所数は、計画期間である2029年度(令和11年度)には1,055事業所とすることを目標としています。このことから、2016年度(平成28年度)の1,047事業所を基準値として事業所数は1年間でおよそ0.6事業所ずつ均等に増加し続けると仮定し、2027年度(令和9年度)は1,053事業所、2032年度(令和14年度)は1,056事業所を目標値として設定します。



※総合計画では、2016年度(平成28年度)の実績値を計画策定時(2019年度(令和元年度))の基準値として扱っていたが、本計画では2016年度(平成28年度)の実績値を基準値として目標値を設定した。

8-5 戦略目標Vの評価指標

戦略目標V「『安全・安心』な移動ができる道路空間の確保」に向けて実施した事業の効果を確認するための評価指標は、以下のとおりとします。

(1) 市内交通人身事故発生件数

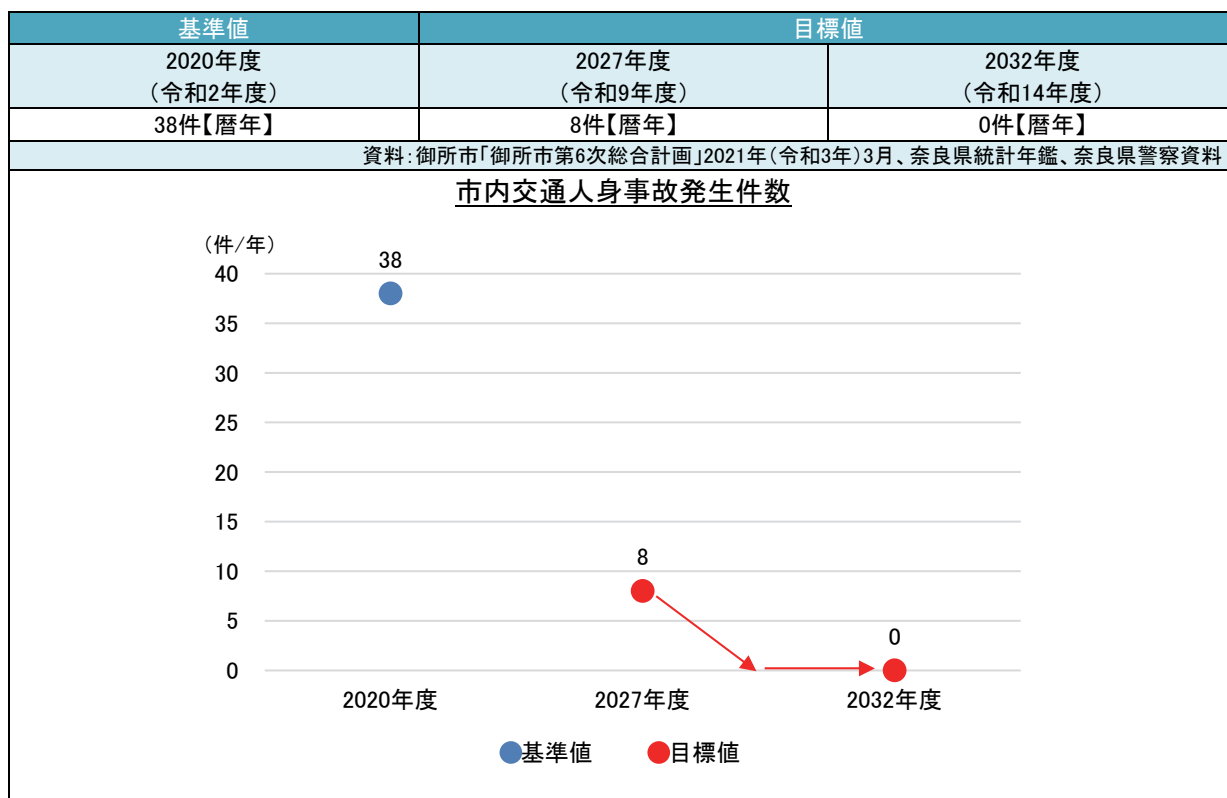
1) 採用理由

市内歩行空間の整備や通学路における安全対策、児童や高齢者に対する交通安全教育等を実施することで、安全・安心な道路空間の構築が期待されます。

そこで、御所市第6次総合計画の取組指標である「市内交通人身事故発生件数」を評価指標とすることで、安全・安心な移動ができる環境の構築に向けた事業の実施効果を確認します。

2) 目標値の設定

「御所市第6次総合計画」との整合を図った目標値とします。同計画における市内交通人身事故発生件数は、計画期間である2029年度（令和11年度）には暦年で0件とすることを目標としています。本市における2020年度（令和2年度）の市内交通人身事故発生件数は暦年で38件となっており、年々減少しています。このことから、市内交通人身事故発生件数は1年間でおおよそ4件ずつ均等に減少し続けると仮定し、2027年度（令和9年度）は暦年で8件、2032年度（令和14年度）は0件を目標値として設定します。

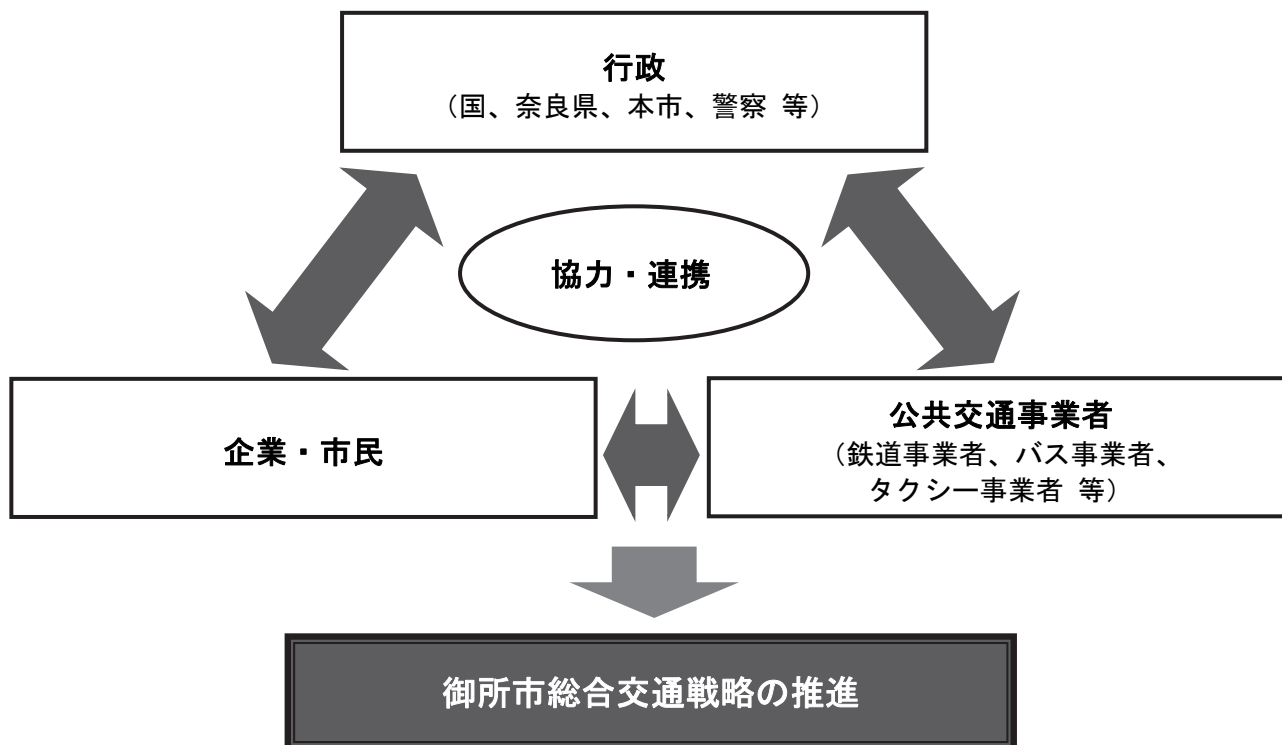


9 事業評価・推進体制

9-1 事業推進体制

本計画で定めた事業は、多様な分野にわたり、事業実施の目標時期や実施主体も様々です。そのため、事業を確実に実施するには、企業・市民、公共交通事業者（鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者等）及び行政（国、奈良県、本市、警察等）の関係者が、それぞれの担う役割を理解し、互いに協働・連携して着実に取り組む必要があります。

そのため、事業推進にあたっては、本計画の策定主体である本市が中心となり、関係者と連携を図り、事業の進捗状況を把握、確認するとともに、必要に応じて関係者との調整や情報交換を行います。



図：計画の推進体制

表：各事業主体の役割

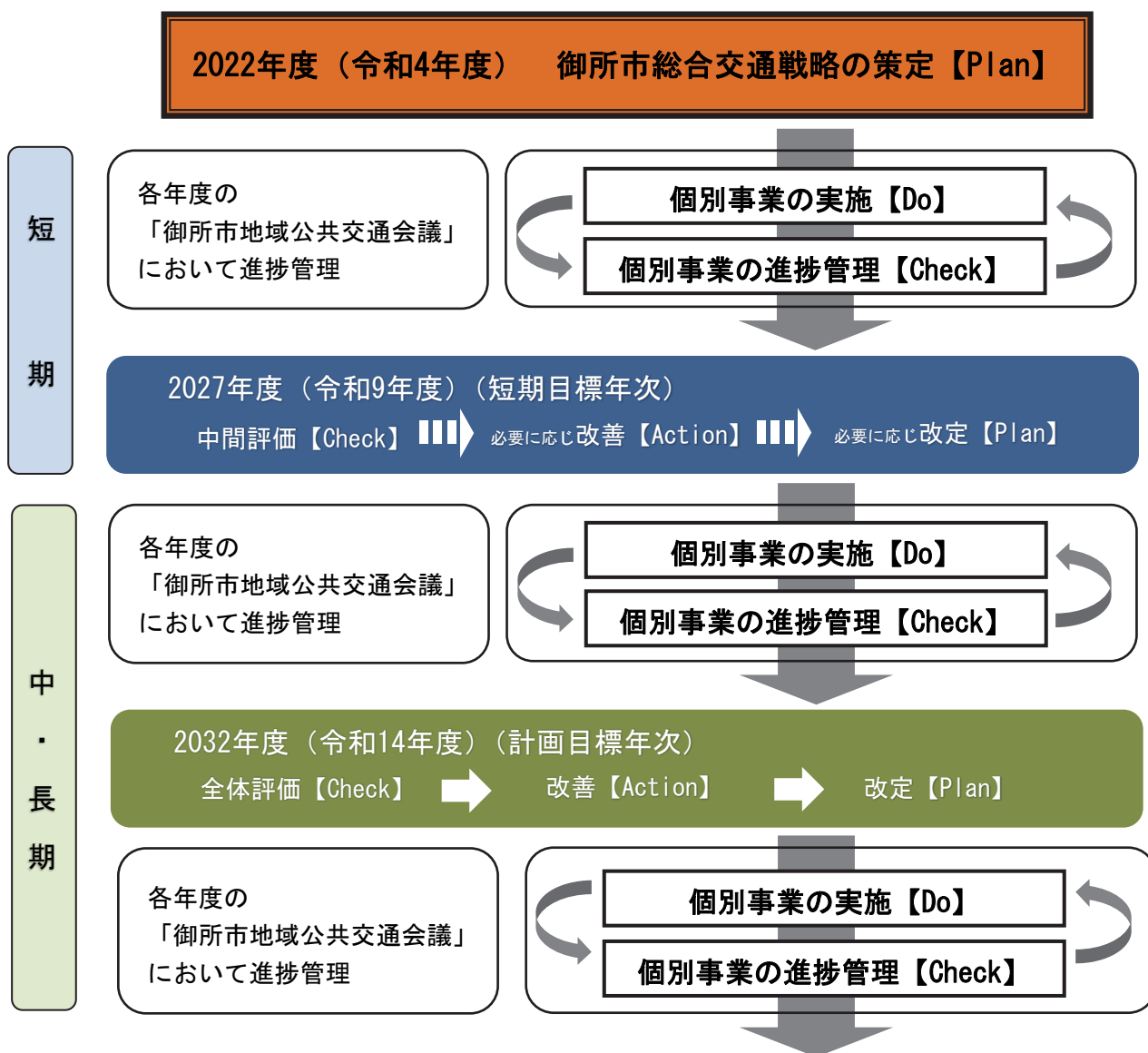
事業主体	役割
企業・市民	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利用促進について理解と関心を深めます。 ・バスや鉄道などの公共交通を積極的に利用します。 ・交通施設の清掃等の維持管理に積極的に関わります。 ・環境や健康に配慮し、できる限り自家用車の利用を控えるようにします。 ・事業の推進と協力を行います。
公共交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズを把握し、安全かつ快適に利用できる交通サービスを提供します。 ・関係者に公共交通の利用促進につながる情報の提供を行います。 ・事業の推進と協力を行います。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を推進し、評価と改善を行います。 ・事業を推進するために、公共交通事業者や市民に必要なに応じて支援を行います。 ・市民への公共交通利用促進に関する意識啓発や情報提供を行います。

9-2 事業評価・改善の仕組み

総合交通戦略を確実に実行していくためには、コロナ禍による影響を含めた社会経済情勢の変化やそれに伴う市民の価値観の変化、上位・関連計画との整合、財政状況の変化、まちづくり関連施策の展開状況などに柔軟に対応しなければなりません。そして、計画の見直し、または新たな施策の提案など、効率的かつ効果的に事業を推進していくことが求められます。

本市では、市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保、その他旅客の利便の推進を図り、地域の実情に即した運送サービスの実現に必要な事項を協議することを目的として、「御所市地域公共交通会議」が2009年（平成21年）3月に設置されました。同会議には、公共交通事業関係者を委員に選定し、これまで様々な議論がなされてきました。

そのため、各実施主体が各年度において個別事業を実施し、各年度の「御所市地域公共交通会議」で事業の進捗管理を行うことで、着実な事業実施に向けた環境を確保します。また、短期目標年次である2027年度（令和9年度）では中間評価により実施事業全体の効果と進捗状況を把握し、必要に応じて改善等を行います。計画目標年次である2032年度（令和14年度）には、実施事業全体の進捗状況と評価指標の達成状況を見直し、御所市総合交通戦略の改定を行うPDCAサイクルを構築して進めていきます。



図：評価・改善のイメージ

10 参考資料

10-1 計画策定の経緯

表：御所市総合交通戦略策定の経緯

時 期	内 容
2022年(令和4年) 1月28日(金)	第26回御所市地域公共交通会議(書面開催) 【議題】 ・御所市総合交通戦略の策定について
2022年(令和4年) 5月12日(木)	第28回御所市地域公共交通会議(書面開催) 【議題】 ・市の現況と課題について
2022年(令和4年) 6月29日(水)	第29回御所市地域公共交通会議 【議題】 ・将来像・戦略目標・施策実施方針について
2022年(令和4年) 10月17日(月)	第31回御所市地域公共交通会議 【議題】 ・御所市総合交通戦略(案)【概要版】について ・パブリックコメントについて
2022年(令和4年) 12月12日(月) ～2023年(令和5年) 1月12日(木)	パブリックコメント 【公表資料】 ・御所市総合交通戦略(案)【概要版】
2023年(令和5年) 2月22日(水)	第34回御所市地域公共交通会議 【議題】 ・パブリックコメントでの意見とその対応方針について ・御所市総合交通戦略の承認
2023年(令和5年) 3月	計画公表

10-2 計画策定の体制

表:御所市地域公共交通会議委員名簿 第34回御所市地域公共交通会議(2023年(令和5年)2月22日)時点

御所市地域公共交通会議設置 要綱上の区分	所属団体等	所属・職等	氏名
御所市副市長	御所市	副市長	奥田 公夫
一般乗合旅客自動車 運送事業者代表	奈良交通株式会社	乗合事業部 運行受託グループ グループ長	湖中 隆
一般乗用旅客自動車 運送事業者代表	サワタクシー株式会社	取締役	澤 博文
西日本旅客鉄道株式会 社の代表者	西日本旅客鉄道株式会 社	近畿統括本部 阪奈支社 地域共生室 室長	松本 茂樹
近畿日本鉄道株式会 社の代表者	近畿日本鉄道株式会 社	総合企画本部 企画推進部長	山本 恒平
公益社団法人 奈良県バス協会の代表者	公益社団法人 奈良県バス協会	専務理事	井上 景之
一般社団法人 奈良県タクシー協会の代表者	一般社団法人 奈良県タクシー協会	専務理事	葛城 滝男
一般旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転者が組織 する団体の代表者	奈良県交通運輸産業 労働組合協議会	事務局長	今西 宏
地域住民の代表者	御所市自治会連合会	会長	仲川 哲
旅客運送サービス利用者 の代表者	旅客運送サービス利用者	代表	喜多 伸雄
各種団体の代表者	御所市観光協会	会長	川田 清治
国土交通省 近畿運輸局奈良運輸支局長	国土交通省 近畿運輸局 奈良運輸支局	支局長	沢井 唯次
国土交通省近畿地方整備局 奈良国道事務所副所長	国土交通省 近畿地方整備局 奈良国道事務所	副所長	宮井 達也
奈良県 県土マネジメント部 リニア推進・地域交通対策課長	奈良県 県土マネジメント部 リニア推進・地域交通対策課	課長	網蔵 孝紀
奈良県 高田土木事務所長	奈良県 高田土木事務所	所長	奥田 幸司
奈良県 高田警察署長	奈良県 高田警察署	署長	日野 義弥

御所市総合交通戦略

発行日：2023年（令和5年）3月

〒639-2298 奈良県御所市1番地の3

発行者：御所市 企画政策部 まちづくり推進課

TEL：0745-44-3168 FAX：0745-62-5425



御所市
総合交通戦略